

地震災害対策規程集

令和2年11月

公益社団法人 神奈川県LPガス協会

目 次

はじめに

地震災害対策規則

第一章 総則	2
第二章 組織	2
第三章 職務	3
第四章 解散	5
第五章 雑則	5

地震災害対策マニュアル・協会マニュアル編

1 事前準備	6
① 本部組織図	6
② ハードの事項	6
③ 資材の確保	10
④ 備品等の確保	11
2 発災時	12
3 発災直後（概ね3時間経過後）	12
4 本部体制確立	14
5 応援出動等	15
6 事後処理	15

地震災害対策支部規程

.....	16
-------	----

地震災害対策マニュアル・支部マニュアル編

I 地震災害対策の概要	18
II 災害対策の体制	20
III 緊急措置（初期点検）	24
IV 応急供給	28
V 応急措置	35
VI 連絡・情報の収集、指揮系統	41
VII 教育・訓練	41
VIII 緊急・応急資機材等	41
資料	43

販売事業所の地震災害対策マニュアル作成要領

販売事業所の地震災害対策マニュアル作成について	49
販売事業所の地震災害対策マニュアル作成の要点	50
1. 地震災害対策マニュアル作成の基本的考え方	50
2. 地震災害対策マニュアル作成に重要な事項	50
3. 地震災害対策の教育、訓練	52
販売事業所の地震災害対策体制	53
1. 組織	53
2. 職務	54
3. 災害対策作業基準	56
4. 復旧作業	56
5. 災害対策要員の動員基準	58
従業員緊急連絡先リスト	59
災害対策非常通報連絡リスト	60
地震災害時におけるLPガスの災害対策資機材等の提供並びに応援要員の派遣に関する協定書	61
被害状況報告書	62
地震災害対策資機材・常備品チェックリスト　Ⅰ	63
地震災害対策資機材・常備品チェックリスト　Ⅱ	64
緊急措置・教育訓練用応急措置携行品チェックリスト	65
LPガスをご利用になっているお客様に知っておいていただきたい大規模地震対策	66
非常災害時応急復旧の応答例	67
事業所内教育・訓練チェックリスト（例）	68
地震災害防止用機器等のチェックリスト（教育用）	69
災害復旧作業のための点検表（例）	70

流出容器等処理要綱

.....71

参考資料

地震災害対策規程・(株)神奈川県エルピーガス保安センター	80
------------------------------	----

は　じ　め　に

平成23年3月11日（金）午後2時46分、宮城県牡鹿半島の東南東130km付近の海底を震源として発生した東日本大震災は、我が国における観測史上最大規模のマグニチュード9.0を記録し、震源域は岩手県沖から茨城県沖までの南北約500km、東西約200kmの広範囲に及んだ。

警察庁の発表（平成25年2月13日）によれば、この震災（余震を含む）による被害は、死者15,880人、行方不明者2,694人、負傷者6,135人、建築物の全壊・半壊をあわせて39万戸以上に上った。

LPガスは、都市ガスと同等に全国約2500万世帯で消費され、神奈川県においても約122万世帯で利用されている基幹エネルギーである。

この震災におけるLPガスの大きな二次災害はなく、被災地のLPガス販売事業者及び保安機関をはじめとする関係者の懸命な努力により、他のエネルギーに比べて比較的早い復旧を達成した。また、分散型エネルギーの特長が最大限に発揮され、軒下在庫が当座の消費先における供給切れを防いだ他、避難所や都市ガスの復旧においてもLPガスが活用されたという事例が報告されており、「災害に強いLPガス」が実証された。

被災三県（岩手県、宮城県、福島県）におけるLPガスの復旧状況については、大規模な余震が幾度も発生し、その都度点検を実施して、供給を再開しなければならない状況が繰り返されたため、どの時点で完全に復旧したかを示すことは容易ではないが、概ね復旧したのが発災当月の3月末であり、全面復旧となると翌4月21日であるというのが当業界の見解である。

この規程集は、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を踏まえ、同年12月7日に施行された「地震災害対策規則」と、その後、作成された「協会マニュアル」「支部マニュアル」「販売事業所の地震災害対策マニュアル作成要領」を合わせて平成8年6月20日に施行された「地震災害対策規程集」を、東日本大震災の教訓を踏まえて見直しを行い、更には、集中豪雨等の水害により発生した流出容器の対応等を「流出容器等処理要綱」にまとめ、同規程集に加えて発行するものである。

地震の規模、被災状況等を想定することは困難であり、検討不十分な点については今後の課題として、関係各位のご意見をいただき適時見直しをしてまいりたい。

公益社団法人神奈川県LPガス協会
保安委員会 地震対策部会

地震災害対策規則

第一章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、神奈川県下において発生した大地震等の災害によって、県民に広範囲の被害があったとき、若しくは、重大な被害の発生する恐れのある場合及び警戒宣言が発令された場合に、公益社団法人神奈川県LPガス協会（以下「協会」という）及び株式会社神奈川県エルピーガス保安センター（以下「保安センター」という）が会員相互の共助と地域社会への協力を基本とした即応体制を確立し、地域住民・公共施設等に応急供給と速やかな復旧作業を行い、LPガスの保安と安定供給を確立することにより公共の信頼に応えることと共に、LPガス業界の社会的地位の向上を図ることを目的とする。

2 前項を補完する為、協会及び保安センターは、防災機関と協力して災害に対応する準備を行うとともに、地域防災の啓発に努める。

(用語の定義)

第2条 用語の定義は次のとおりとする。

- | | |
|----------|----------------------------|
| ① 大地震 | 県下における震度5強以上の地震をいう。 |
| ② 協会職員等 | 協会職員及び保安センター社員をいう。 |
| ③ 応急供給 | 各自治体との協定に基づく災害時の供給をいう。 |
| ④ 緊急措置 | 地震直後のLPガス設備の供給停止をいう。 |
| ⑤ 応急措置 | 安全確認後の供給及び仮設供給を行う為の点検等をいう。 |
| ⑥ 重要特定施設 | 病院・公共施設及び避難場所等をいう。 |
| ⑦ 特定施設 | LPガス消費設備のある集会所等をいう。 |
| ⑧ 防災機関 | 県・市町村・警察・消防等をいう。 |
| ⑨ 応援隊 | 他支部会員、卸社員等で応援する者をいう。 |

第二章 組 織

(組 織)

第3条 大地震等の災害が発生したとき、協会長は災害対策本部及び現地対策本部を設置する。

2 気象庁より震度5強以上の地震発表がなされた場合は、災害対策本部及び現地対策本部を設置する。

3 警戒宣言が発令された場合は、災害対策本部を設置する。

(災害対策本部)

第4条 協会事務所に災害対策本部（以下「本部」という）を設置するものとする。

2 前項による対策本部が設置できない場合には、その設置できるまでの間協会長の所属会社に災害対策本部を設置する。

3 被災地以外の支部は本部に所属する。

(本部の組織)

第5条 本部の組織は次のとおりとする。

- ① 本部は本部長、副本部長3名並びに協会職員等をもって構成する。
- ② 本部長は協会長が務める。

- ③ 副本部長は、保安センター社長、総務担当副会長、保安担当副会長をもって構成する。
- ④ 副本部長は本部長を補佐し、本部長に支障があるときは総務担当副本部長がその職務を代行する。
- ⑤ 協会の他の副会長は、本部において本部長及び各副本部長を補佐する。

(現地対策本部)

- 第6条 被災支部の支部事務所又は保安センター営業所に、現地対策本部を設置する。
- 2 前項による対策本部が設置できない場合には、その設置できるまでの間支部長の所属会社に現地対策本部を設置する。
 - 3 被災支部が複数にわたる場合は、各支部ごとに現地対策本部を設置する。

(現地対策本部の組織)

- 第7条 現地対策本部の組織は当該支部ごとに次のとおりとする。
- ① 現地対策本部長は、当該支部の支部長が務める。
 - ② 現地対策副本部長は、保安担当役員、地域担当地区長と保安センター営業所長をもって構成する。
 - ③ 現地対策本部長に支障があるときは、副本部長がその職務を代行する。

第三章 職 務

(本部の職務)

- 第8条 本部の主な職務は次のとおりとする。
- ① 現地対策本部及び、防災機関との連絡調整
 - ② 被害状況及び復旧状況の情報収集、分析、広報
 - ③ 県内各支部への応援隊の派遣要請
 - ④ 他の都道府県協会等からの応援の調整と派遣要請
 - ⑤ 応急供給と緊急資材の調達及び輸送の調整
 - ⑥ 二次災害防止のためのマスコミ等による広報活動
 - ⑦ 現地対策本部の活動支援と調整

(災害対策本部長等の職務)

- 第9条 本部長の主な職務は次のとおりとする。
- ① 防災機関及び近隣都県協会との連絡調整と応援の要請
 - ② 被害状況の収集とマスコミ等への広報活動
- 2 副本部長の主な職務は次のとおりとする。
- ① 保安担当副本部長は第8条の②③④⑤⑦の職務を総括する。
 - ② 総務担当副本部長は本部長を補佐し、第8条の①⑥の職務を行う。
 - ③ 保安センター担当副本部長は保安センターの連絡調整業務を総括する。

(現地対策本部の職務)

- 第10条 現地対策本部の主な職務は次のとおりとする。
- ① 本部及び防災機関との連絡調整
 - ② 二次災害防止のための緊急措置と応急措置
 - ③ 被害状況及び復旧状況の調査
 - ④ 応急供給
 - ⑤ 緊急資材の受入れ及び応援隊の受入調整と要請

⑥ 二次災害防止のための広報活動

(協会職員等の職務)

第 11 条 協会職員等の主な職務は次のとおりとする。

- ① 発災後速やかに所属事業所に参集する。
- ② 被害状況の調査と緊急措置を行う。
- ③ 所属事業所到着後直ちに本部長及び副本部長の指示を仰ぐ。
- ④ 被災支部及び各支部との連絡をとり情報の収集を行う。
- ⑤ 防災機関との連絡及び情報の収集を行う。

やむをえず所属事業所に参集できない者は、最寄りの支部又は保安センターの営業所に参集し責任者の指示に従い行動する。

(被災現地のLPガス販売事業者の職務)

第 12 条 被災現地のLPガス販売事業者は、被災地域の安全を確認し、その後直ちに被災状況を現地対策本部に報告すると共に、緊急措置を行い二次災害の防止に努める。

- 2 販売事業者ごとに策定された地震防災マニュアルに基づき行動する。
- 3 現地対策本部長の指示により応急措置を行う。

(卸事業者の職務)

第 13 条 卸事業者は、被災地域の安全を確認し、その後直ちに被災状況を本部及び現地対策本部に報告すると共に、緊急措置を行い二次災害の防止に努め、応急供給を行う。

- 2 支部で策定された地震防災マニュアルに基づき行動する。
- 3 卸事業者ごとに策定された地震防災マニュアルに基づき行動する。
- 4 販売事業者の依頼により応急措置及び応急供給を行う。
- 5 LPガス及び応急資材の確保と輸送を行う。
- 6 応急供給に伴うLPガスの供給を行う。
- 7 水害等により発生した流出容器の一時保管を行う。

(応援隊の職務)

第 14 条 応援隊は、現地対策本部長の指示に従い、緊急度の高い順に二次災害の防止と住民の生活保持に協力する。

- 2 支部で策定された防災マニュアルに基づき行動する。
- 3 重要特定施設等へのLPガス設備の設置と取り扱いの指導を行う。
- 4 LPガス及び応急資材の確保と輸送を行う。
- 5 特定施設等への応急供給を行う。
- 6 現地対策本部の要請により、炊出し等の支援、指導を行う。
- 7 その他現地対策本部長の指示に従い行動する。

(応援の要請)

第 15 条 現地対策本部長は、被災支部への応援を本部長に要請できるものとする。

- 2 現地対策本部長の要請が無い場合でも、本部長は保安センター社員を中心とした被害状況調査及び緊急措置のための人員を出動させることができる。

(協力)

第 16 条 協会員は、本部の設置時より、本部及び支部の要請の如何にかかわらず、積極的に協力するものとする。

第四章 解 散

(本部長の解散)

第 17 条 本部長は、地震災害が終息し若しくは災害発生後の措置が完了したと認めるときは、神奈川県と協議のうえ本部等を解散するとともに、現地対策本部及び各支部の長に遅滞なく通知するものとする。

第五章 雑 則

(事後処理)

第 18 条 応急供給等の措置を要しなくなったときには、当該措置に従事したLPガス販売業者は、他のLPガス販売事業者の共助のもとに、遅滞なく次のとおり事後処理する。

- ① LPガス容器等の供給設備の撤去と設置場所の原状回復
- ② 応急供給等の措置に要した費用の精算

(費用の負担)

第 19 条 災害対応に要した費用は、原則として受益者負担とする。但し、これにより難しいときは本部において裁定するものとする。

- 2 これらの費用を賄うため別途、防災基金を積み立てる。

(競争自粛)

第 20 条 本部の設置時より本部長が終結宣言を行った日の翌月末までの期間を災害応急対策期間とする。

- 2 前項の期間中、会員は、被災現地の消費者とLPガス販売事業者間の従前のLPガス供給契約を尊重するものとし、当該消費者に対する勧誘を自粛する。

(細 目)

第 21 条 以上に定めるもののほか、本部、現地対策本部の運営及び職務に必要な事項はそれぞれの本部長がその都度定める。

(運 用)

第 22 条 地元自治体と締結した防災協定の内容がこの規則と異なる場合には、地域性を考慮し、その防災協定を優先して運用することとする。

(準 用)

第 23 条 この規則は、風水害等による広範囲の被害があつて、必要と認められるときに準用する。なお、容器の流出等が発生した際には、別に定める「流出容器等処理要綱」に基づき対処する。

- 2 この規則は、他の都道府県協会等からの応援要請があつた場合準用する。
- 3 前項を円滑に執り行うため関係機関等との協議を定期的実施するように努力する。

附 則 社団法人神奈川県エルピーガス協会地震応急対策規程（平成 5 年 12 月 14 日施行）は、本規則の施行時をもって廃止する。

この規則は、平成 7 年 12 月 7 日から施行する。

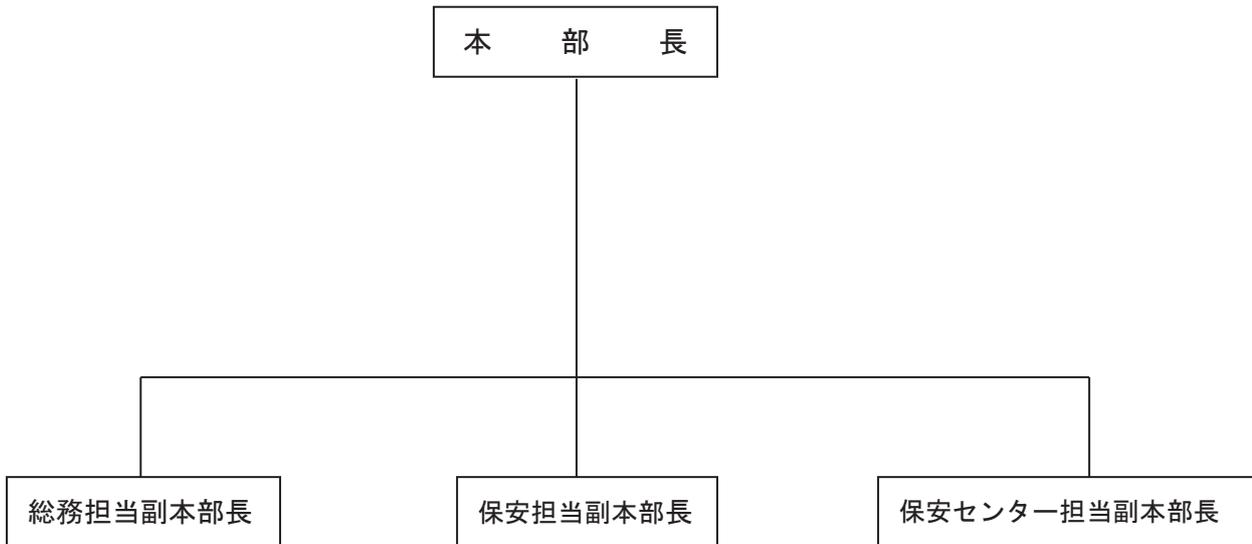
この規則は、平成 25 年 3 月 31 日から施行する。

この規則は、平成 25 年 11 月 20 日から施行する。

この規則は、令和 2 年 11 月 24 日から施行する。

1 事前準備

① 本部組織図



② ハードの事項

イ. 携帯電話の登録（正副会長等）

ロ. ファクシミリ及びEメールによる通報先

・（公社）神奈川県LPガス協会・正副会長、支部長

協会より地震予知連絡会通知を受信した支部長は、支部会員へ通知する。

・LPガス充填所（44事業所）

L P ガス 充填所 一 覧

	事 業 所 名	〒	所 在 地	T E L F A X
	(株)エネサンス関東 東京事業所	214-0005	川崎市多摩区寺尾台 1-22-2	044-944-6341 944-1124
	三ツ輪産業(株)神奈川支店 横浜営業所	221-0022	横浜市神奈川区守屋町 2-6	045-441-6431 441-6964
	(株)大八金沢ガスサービスセンター	236-0003	横浜市金沢区幸浦 2-5-1	045-701-4571 785-2022
	大洋石油ガス(株)	247-0013	横浜市栄区上郷町 1761	045-892-1321 892-2749
	レモンガス(株)横浜支店	226-0015	横浜市緑区三保町 593-1	045-921-5215 922-4812
	(株)ミツウロコヴェッセル 横浜営業所	224-0044	横浜市都筑区川向町 689-1	045-472-0211 472-0215
○	(株)クラスタ	224-0045	横浜市都筑区東方町 1698	045-942-1141 942-1144
○	(株)マルエイ 横浜支店	226-0012	横浜市緑区上山 1-3-2	045-933-7777 932-8850
○	(株)サガミ	238-0025	横須賀市衣笠町 45-19	046-833-3131 836-9891
	(株)湘南菱油瓦斯	239-0836	横須賀市内川 1-8-10	046-835-3804 835-7568
	セントラル石油瓦斯(株) 横須賀支店	239-0836	横須賀市内川 1-2-15	046-835-2570 835-3337
	日新商事(株)ガス部横須賀営業所	239-0841	横須賀市野比 4-3-9	046-848-1669 848-9509
○	エネアーク関東(株) 神奈川支店	243-0807	厚木市金田 1321	046-223-5255 223-2468
○	(株)トーエル	243-0801	厚木市上依知 2924	046-245-3132 245-3134
	東京ガスエネルギー(株) 神奈川支社	242-0013	大和市深見台 3-4-40	046-261-4530 263-5434
○	ENEOS グローブエナジー(株) 関東支社 神奈川支店	252-1125	綾瀬市吉岡東 3-8-39	0467-78-8221 76-3705
○	日通商事(株)横浜 L P ガス事業所	252-1103	綾瀬市深谷上 8-17-28	0467-77-7012 78-8423
	全国農業協同組合連合会 神奈川県 本部 生活部ガス課	243-0433	海老名市河原口 4-4-20	046-231-2011 233-3281

	大陽日酸エネルギー(株) 神奈川支店	243- 0426	海老名市門沢橋 3-7-17	046-238-3108 238-9850
	(株)TOKAI 厚木支店	243- 0435	海老名市下今泉 1-20-19	046-236-3470 046-236-3472
○	(株)エネサンス関東 座間事業所	252- 0002	座間市小松原 1-10-27	046-251-4656 251-4654
○	北日本物産(株)相模原営業所	252- 0131	相模原市緑区西橋本 3-11-7	042-771-7161 773-4597
	日本瓦斯(株) 津久井営業所	252- 0153	相模原市緑区根小屋 1392	042-780-5120 780-0752
○	ミライフ(株)神奈川支店 相模原オフィス	252- 0254	相模原市中央区下九沢 1096	042-772-2131 774-3475
	田辺工業(株)相模工場	252- 0205	相模原市中央区小山 1-1-10	042-772-7151 774-0693
	東横化学(株)相模原支社	252- 0212	相模原市中央区宮下 2-2-17	042-772-0345 773-7668
	(株)ミツウロコヴェッセル 相模原店	252- 0212	相模原市中央区宮下 2-16-22	042-738-1190 042-738-1191
	エネサンス関東(株) 藤沢事業所	251- 0861	藤沢市大庭 8221	0466-81-1223 86-7721
○	ミライフ(株)神奈川支店 藤沢オフィス	251- 0861	藤沢市大庭 8150-1	0466-81-1581 82-3987
	藤沢市ガス事業協同組合	252- 0823	藤沢市菖蒲沢 1415-2	0466-48-2255 48-2495
	(株)サガミ 湘南支店	253- 0006	茅ヶ崎市堤 434	0467-54-5000 51-5058
	井村ガス(株)	253- 0101	高座郡寒川町倉見 1901	0467-75-1611 75-1697
	アジア商事(株)	254- 0002	平塚市横内 2098	0463-55-0855 55-0837
	高圧ガス工業(株) 神奈川工場	254- 0082	平塚市東豊田 548	0463-54-5654 54-5333
	セントラル石油瓦斯(株) 神奈川支店	254- 0801	平塚市久領堤 1-14	0463-21-5234 23-5020
	橋本産業(株)平塚営業所	254- 0014	平塚市四之宮 1-7-3	0463-33-8191 33-0460
○	レモンガス(株)	254- 0912	平塚市高根 1	0463-31-7009 33-8341
	(株)TOKAI 小田原支店	250- 0001	小田原市扇町 4-7-30	0465-66-3780 32-5265

	岩谷産業(株)小田原工場	250-0055	小田原市久野 3761-1	0465-34-2337 34-5660
	西湘ガス産業(株)	250-0001	小田原市扇町 1-30-11	0465-35-0600 32-4304
○	(株)古川	250-0002	小田原市寿町 1-2-32	0465-34-9101 34-4119
	三ツ輪産業(株)神奈川支店 小田原営業所	250-0042	小田原市荻窪 254	0465-35-2695 34-2943
	足柄プロパンガス協同組合	258-0111	足柄上郡山北町向原 2688-1	0465-75-3360 75-3363
	(株)ガスネット	250-0122	南足柄市和田河原 1253	0465-73-3322 0465-73-3333

③ 資材の確保

資材の保管先 L P ガス充填所 (②口. L P ガス充填所一覧表参照)
 (株) 神奈川県エルピーガス保安センター及び協会事務所

(株) 神奈川県エルピーガス保安センター一覧表

事業所名	〒	所在地	T E L F A X
(株) 神奈川県エルピーガス 保安センター本社	231- 0003	横浜市中区北仲通 3-33 共済ビル別館	045-201-1341 201-2321
川崎営業所	213- 0032	川崎市高津区久地 4-21-34	044-811-5611 811-5629
横浜営業所	224- 0053	横浜市都筑区池辺町 3536-2	045-935-0163 935-0164
横須賀三浦営業所	239- 0835	横須賀市佐原 4-4-9 ㈱横須賀三浦プロパンガス会館	046-834-9724 834-9746
県央営業所	228- 0828	相模原市麻溝台 3-15-17 ㈱相模原エルピージー会館	042-743-7420 743-7006
湘南営業所	254- 0013	平塚市田村 1-16-45 湘南支部会館	0463-55-9741 55-9751

(公社) 神奈川県 L P ガス協会・支部事務所一覧表

事業所名	〒	所在地	T E L F A X
(公社) 神奈川県 L P ガス協会 川崎北支部	213- 0032	川崎市高津区久地 4-21-35	044-844-1448 844-2284
(公社) 神奈川県 L P ガス協会 横浜東支部	221- 0022	横浜市神奈川区守屋町 2-6	045-441-3260 441-3260
(公社) 神奈川県 L P ガス協会 横浜中央南支部	232- 0006	横浜市南区南太田 4-6-4	045-741-6642 742-8779
(公社) 神奈川県 L P ガス協会 横浜戸塚支部	245- 0009	横浜市泉区新橋町 1330-1	045-812-0791 812-0417
(公社) 神奈川県 L P ガス協会 横須賀三浦支部	239- 0835	横須賀市佐原 4-4-9 ㈱横須賀三浦プロパンガス会館	046-830-3012 830-3013
(公社) 神奈川県 L P ガス協会 相模原支部	228- 0828	相模原市麻溝台 3-15-17 ㈱相模原エルピージー会館	042-766-9905 743-5353
(公社) 神奈川県 L P ガス協会 小田原支部	250- 0001	小田原市扇町 1-30-11 小田原液化ガス協同組合	0465-34-5555 34-5517
(公社) 神奈川県 L P ガス協会 足柄支部	258- 0111	足柄上郡山北町向原 2688-1 足柄プロパンガス協同組合	0465-75-3360 75-3363

④ 備品等の確保

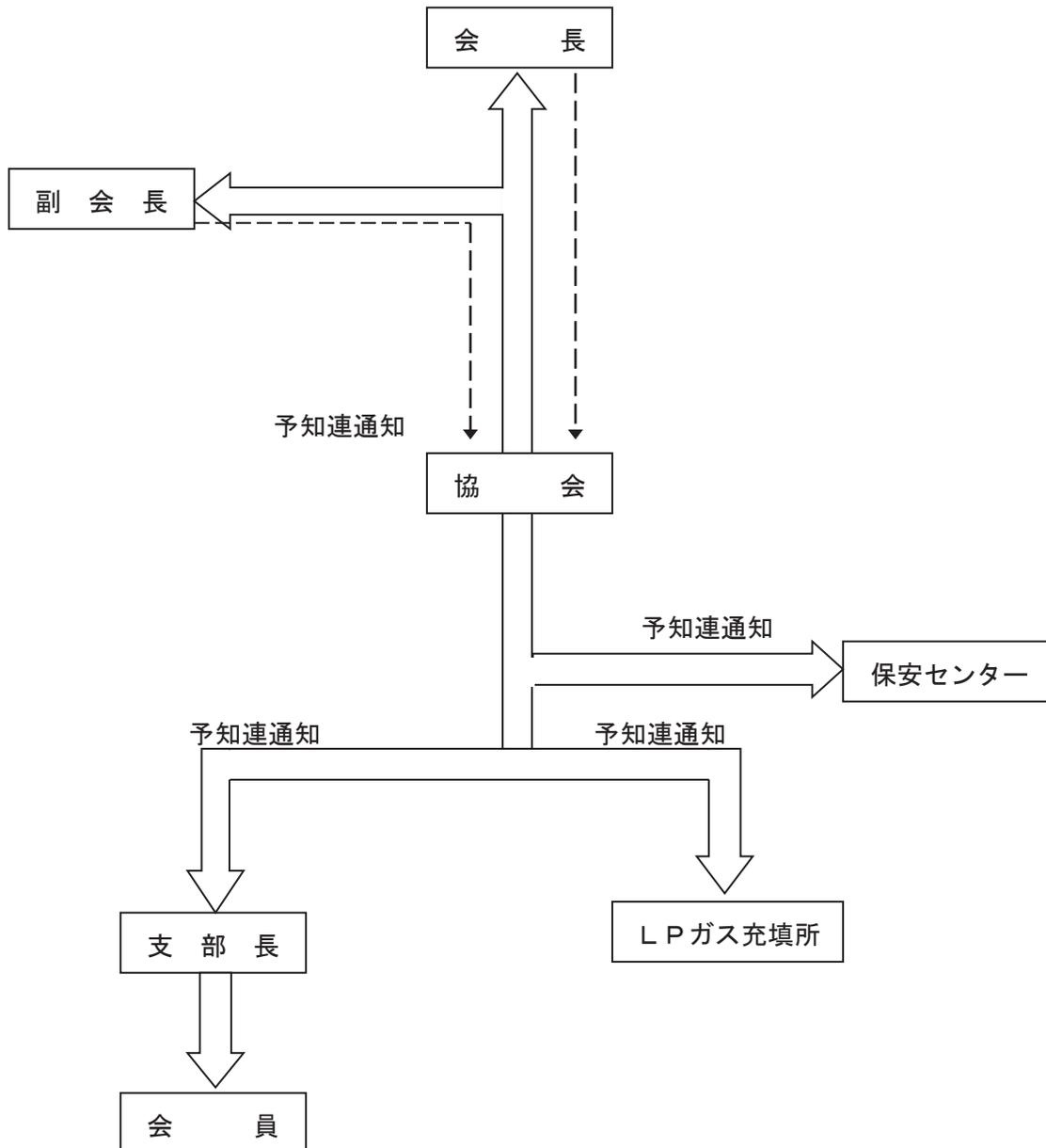
(本部備品等の確保)

項 目	品 目	数 量
服 装 等	ヘルメット (事前支給)	30個
	防災服上下 (事前支給)	30着
	安全靴 (事前支給)	18足
食 料 品	カップメン類	120食
	缶詰類 (イージーオープンエンド仕様が便利)	1ケース
飲 料 水 (少なくとも3日分)	ペットボトル (外国製品) 1.8ℓ	60本
	缶入り飲料水 (国産品)	5ケース
	ポリ容器入り水 1.8ℓ	8個
医 薬 品	家庭用常備薬	1式
燃 焼 機 器 等	カセットコンロ	6台
	カセットボンベ	2ケース
その他の備品等	毛布・アルミシート	20組
	懐中電灯 (壁に5個取付)	10個
	ラジオ (携帯)	2台以上
	非常時用排便収納袋	6セット

2 発災時

予知連通知……………(公社)神奈川県LPガス協会役員(正副会長、支部長)、
LPガス充填所(P7一覧表参照)、(株)神奈川県エルピーガス保安センター
(P10一覧表参照)へファクシミリ及びEメールにて同時通報する。

連絡フロー図



発 災

○ 参集

震度5強以上は自動参集(自己の身の安全を確認後)

3 発災直後(概ね3時間経過後)

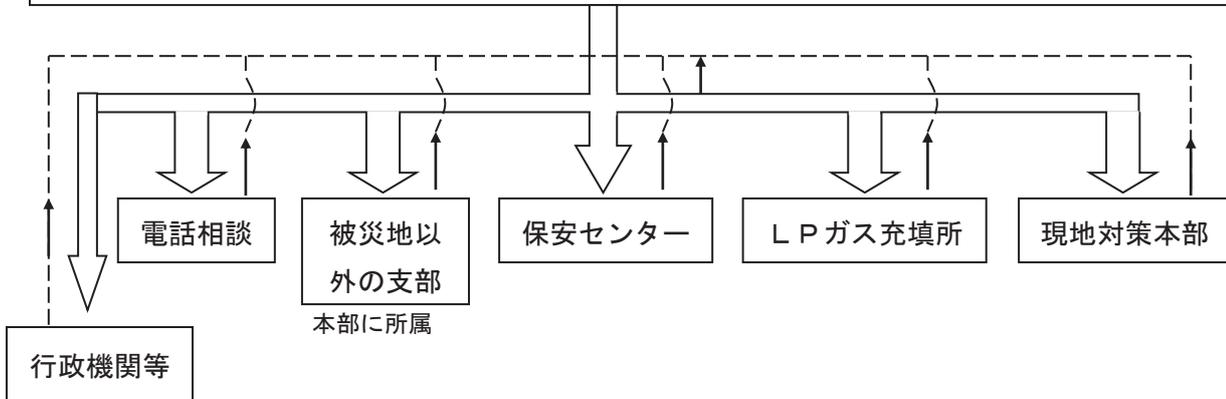
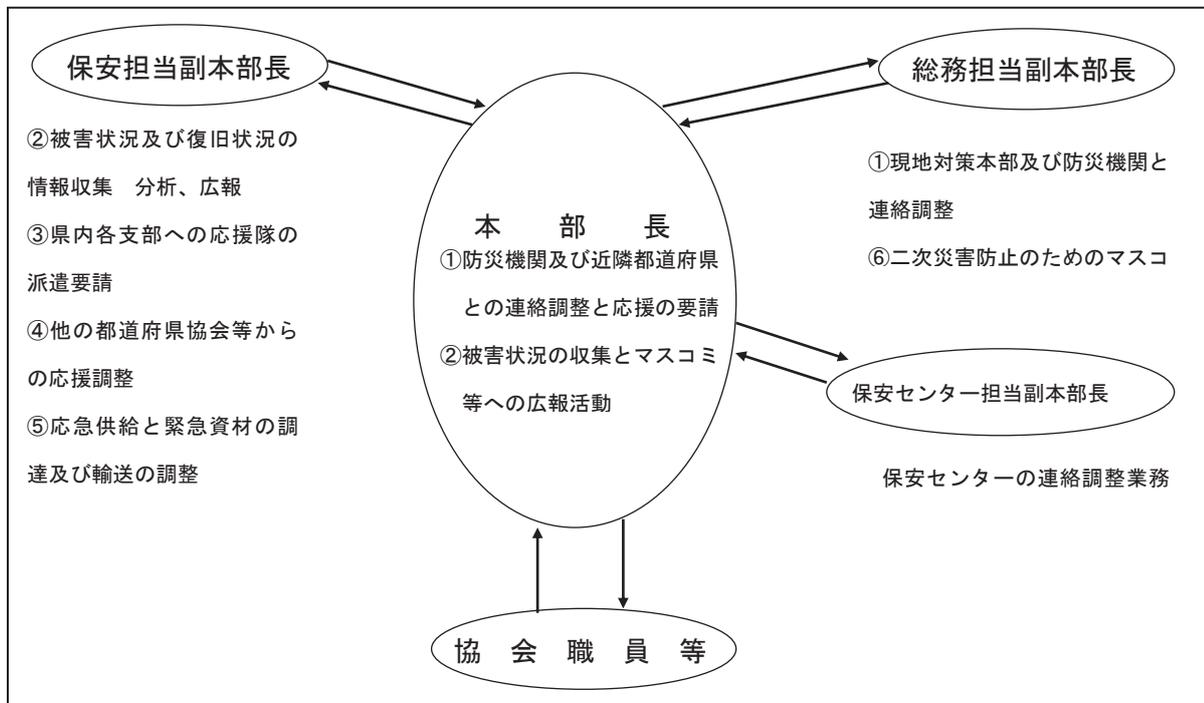
震度5強以上は自動参集する。それ以後の行動は支部マニュアルに準ずる。

4 本部体制確立

広域避難場所等を処した地図（行政機関作成）を4部用意し、3部は協会に保管し、1部はそれぞれ保安担当副本部長が保管する。

災害対策副本部長等の職務フロー図（規則第8条・第9条参照）

災 害 対 策 本 部



行政機関等	
経済産業省商務情報政策局産業保安グループ保安課ガス安全室	03-3501-1672
経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課	03-3501-1320
神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課	045-210-3484
(一社) 全国L P ガス連合会	03-3593-3500
(一社) 東京都L P ガス協会	03-5362-3881
(一社) 千葉県L P ガス協会	043-246-1725
(一社) 埼玉県L P ガス協会	048-823-2020
(一社) 静岡県L P ガス協会	054-255-2451
(一社) 山梨県L P ガス協会	0552-28-4171
日本放送協会横浜放送局放送部	045-212-2822

5 応援出動等

支部長は広域避難場所等を処した地図を用意しておくこと。

6 事後処理

- ① 点検調査票は、保安センター調査票及び供給開始時調査票を活用し、供給設備及び消費設備だけを点検調査する。
保安センター調査票は実費で協会が買い上げる。
- ② 点検済ステッカーは、保安センターのものを活用する。
協会が実費で買い上げる。
- ③ 緊急避難場所等への供給ガス等に関する経費請求は、各支部マニュアルを尊重する。
- ④ 流出容器・放置容器は、LPガス充填所へ持ち込むこと。
- ⑤ 流出容器・放置容器の処分については、別に定める「流出容器等処理要綱」に基づき処理する。
- ⑥ 仮設住宅に関するガス供給等の経費請求については、各支部マニュアルを尊重する。

地震災害対策支部規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人神奈川県LPガス協会（以下「協会」という）の地震災害対策規則をうけ地震災害発生時における支部内の災害情報の収集と二次災害の防止のための緊急措置（初期点検）及びLPガスの供給先の応急措置と被災地住民のための応急供給を円滑に実施することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 用語の定義は次のとおりとする。

- ① 大地震 県下における震度5強以上の地震をいう。
- ② 協会職員等 協会職員及び保安センター社員をいう。
- ③ 応急供給 各自治体との協定に基づく災害時の供給をいう。
- ④ 緊急措置
(初期点検) 地震直後のLPガス設備の供給停止をいう。
- ⑤ 応急措置 安全確認後の供給及び仮設供給を行う為の点検をいう。
- ⑥ 重要特定施設 病院・公共施設及び避難場所等をいう。
- ⑦ 特定施設 LPガス消費設備のある集会所等をいう。
- ⑧ 防災機関 県・市町村・警察・消防等をいう。
- ⑨ 応援隊 他支部会員、卸社員等で応援する者をいう。

(組織)

第3条 協会における災害対策本部が設置されることを受け（ 支部）現地対策本部（以下「対策本部」という）を設置する。

- 2 前項の対策本部は、第1条の目的の円滑な対応とその処理を図るため、別表に掲げる組織を置く。
- 3 対策本部は支部事務所又は、保安センター営業所に設置する。
- 4 前項による対策本部が設置できない場合には、その設置できるまでの間支部長の所属会社に対策本部を設置する。
- 5 対策本部長は地区長販売事業所に地区対策本部を設置することができる。
- 6 地区対策本部を設置した時は、速やかに災害対策本部へ報告する。

第4条 対策本部の組織は次のとおりである。

- 1 対策本部長は、支部長が務める。
- 2 対策副本部長は、支部役員と保安センター営業所長をもって構成する。
- 3 対策本部長に支障があるときは、副本部長がその職務を代行する。

(職務)

第5条 対策本部長の職務は次のとおりとする。

- ① 支部全体を把握し、各地区の調整と保安を統括
- ② 本部及び防災機関との連絡、調整
- 2 対策副本部長の職務は次のとおりとする。
 - ① 二次災害防止のための緊急措置（初期点検）と応急措置の各地区間の調整
 - ② 応急供給の指揮
 - ③ 被害状況及び復旧状況の調査
 - ④ 緊急資材の受入れ及び応援隊の受入調整

⑤ 二次災害防止のための広報活動

(要 請)

第6条 対策本部長又は副本部長は、災害対策本部に応援を要請できるものとする。

(協 力)

第7条 支部会員等は、対策本部の設置時より、対策本部の要請の如何にかかわらず、対策本部の指揮下に入り積極的に協力するものとする。

(災害への対応等)

第8条 被害状況の調査及び緊急措置（初期点検）・応急措置にあたっては、二次災害の防止に留意し的確な対応に努める。

(災害への事前対応等)

第9条 緊急措置（初期点検）及び応急措置を円滑に行わせるため次項の書類を整備して支部事務所・保安センター及び支部長・副支部長の事務所に保管して置く。

- ① 緊急連絡網（支部会員・官公庁・防災機関等）
- ② 災害対策組織図
- ③ 災害発生時の対応表
- ④ 応急供給先を含む避難所等重要特定施設の地図及び概要
- ⑤ 緊急資材等の保管場所の案内図等

(対策本部の解散)

第10条 対策本部長は、協会の災害対策本部長と協議し、地震災害が終息し、災害発生後の処置が完了したと認めたときは、対策本部を解散する。

(その他)

第11条 以上に定めることのほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、対策本部長がその都度定める。

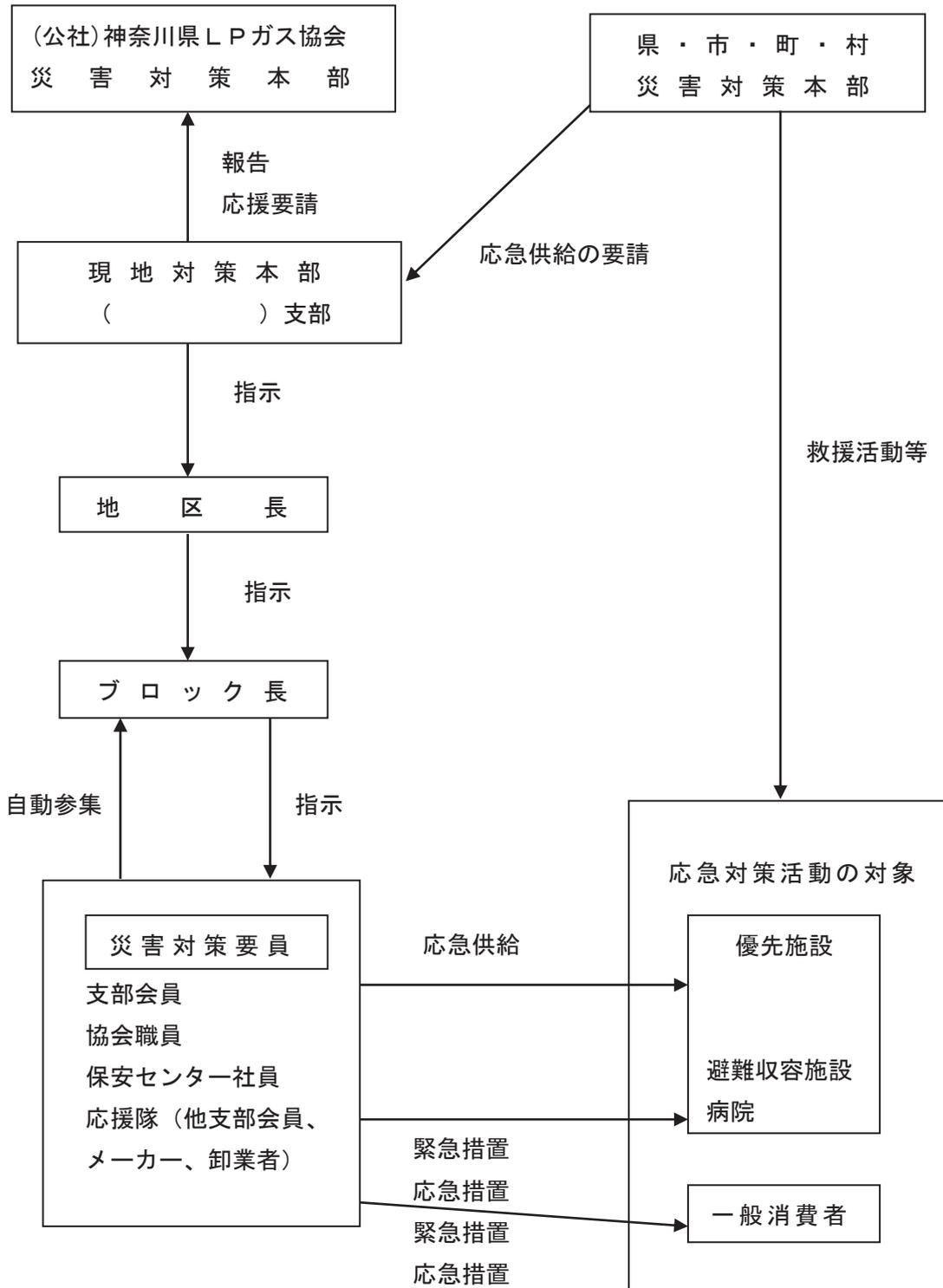
(準 用)

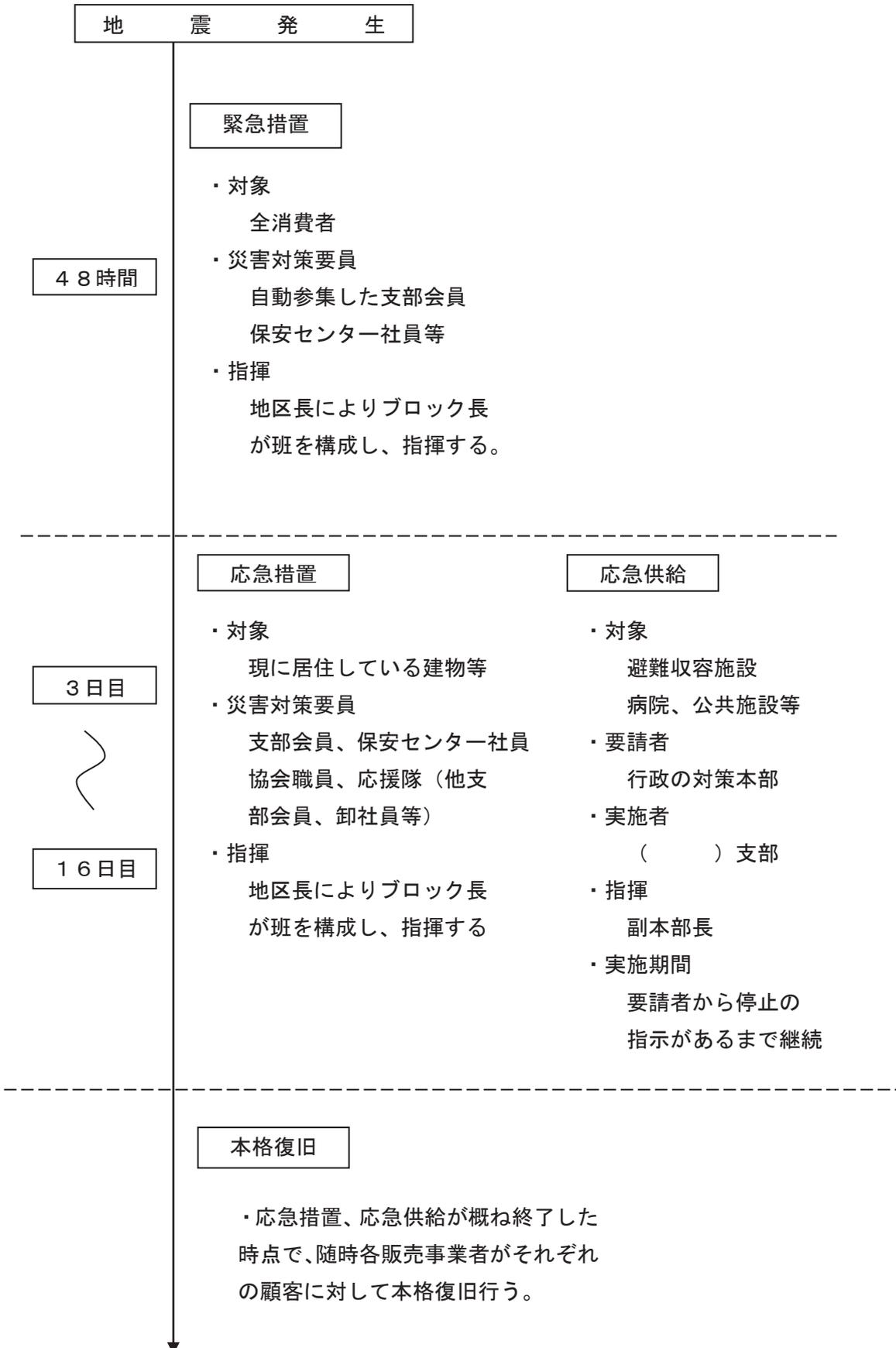
第12条 この規程は、風水害等による広範囲の被害があつて、必要と認められるときに準用する。また、容器の流出等が発生した際には、別に定める「流出容器等処理要綱」に基づき対処する。

附 則 この規程は、令和2年11月24日から施行する。

I 地震災害対策の概要

地震災害対策概要 1





Ⅱ 災害対策の体制

1 組織

地震災害発生時における支部内の災害情報の収集と、二次災害の防止のための緊急措置（初期点検）及びLPガスの供給先の応急措置と、被災住民のための応急供給の円滑な対応と、その処理を図るために別表に掲げる組織を置く。

(1) 現地対策本部

- 協会における災害対策本部が設置されることを受け、又は自発的に（ 支部）現地対策本部を設置する。

対策本部は、支部事務所又は保安センター営業所に設置されることとなりますが、そこが被害を受ける等により設置できない場合は、支部長事業所に、そこも使用不可能なときは地域の被災状況、会員事業所の状況等により最も適当と判断されるところに設置されます。

そのため、あらかじめ本部を設置する候補場所を選定しておく必要があります。

- 対策本部長は、支部長が務めます。対策副本部長は、支部役員と保安センター営業所長をもって構成します。対策本部長に支障がある場合は、副本部長がその職務を代行することになります。
- 対策本部が設置されたときは、速やかに関係者に設置場所、そこへの連絡方法等について知らせる必要があります。

(2) 地区、ブロック

支部は、あらかじめ対策本部の下に地区をもうけ、さらに地区を3～4に分けてこれをブロックとします。この地区、ブロックは輪番制とはせず事業規模等により適当な事業者を選任することが望ましい。

地区には地区長、ブロックにはブロック長を設けます。

ある地区に被害が集中した場合等、対策本部長が必要と認めたとき、地区に地区対策本部を地区長事業所に設けることができます。

(3) 災害対策要員

災害対策要員は、支部会員、協会職員、保安センター社員、応援隊（他支部会員、メーカー社員等）をもって構成します。

2 職務

(1) 対策本部

○ 対策本部長

支部全体を把握し、各地区の調整と保安を総括し、本部及び防災機関との連絡、調整をします。

○ 対策副本部長

- ・ 緊急措置（初期点検）と応急措置の各地区間の調整
- ・ 応急供給の指揮
- ・ 各地区からの報告される被害状況及び復旧状況の集約及び指示
- ・ 緊急資材の受入れ及び応援隊の受入調整
- ・ 二次災害防止のための広報活動

- (2) 地区長
 - ・ 二次災害防止のための緊急措置（初期点検）と応急措置の現場指揮
 - ・ 各ブロックから報告される被害状況及び復旧状況の集約及び対策本部への報告
- (3) ブロック長
 - ・ 自動参集してくる災害対策要員の班構成及び担当地域の指示
 - ・ 各班から報告される被害状況及び復旧状況の集約及び地区長への報告
- (4) 災害対策要員
 - ・ 現場作業と情報の収集及びブロック長への報告

3 災害への対応

(1) 災害への事前対応

緊急措置（初期点検）及び応急措置を円滑に行わせるため次項の書類を整備して支部事務所・保安センター及び支部長・副支部長の所属会社等に保管して置く。

- ① 緊急連絡網（支部会員・官公庁・防災機関等）
- ② 災害対策組織図
- ③ 応急供給先を含む避難所等重要特定施設の地図及び概要
- ④ 災害発生時の対応表
- ⑤ 緊急資機材等の保管場所の案内図等

(2) 災害発生時の対応等

被害状況の調査及び緊急措置（初期点検）・応急措置にあたっては、二次災害の防止に留意し的確な対応に努める。

又、災害発生時の円滑な対応とその処理を更に強める為に、下記の通り区分した。

- ① 通常勤務時間内の場合（資料1）
- ② 休日・夜間・早朝の場合（資料2）

4 災害対策要員（支部会員・協会職員・保安センター社員）

(1) 自動参集

- ① 災害対策要員は、テレビ、ラジオ等の情報から「警戒宣言」が発令された場合及び、災害対策本部・現地対策本部が設置されると推測した場合又は設置された場合は、現在いる場所及び自宅周辺の被害状況等の情報収集をする。
- ② 就業時間中は、情報の収集を行いブロック長に連絡し指示を仰ぐ。
- ③ 就業時間外は、情報の収集等を行いながらブロック長事務所に自動参集する。
- ④ 防災服を着用して参集する。

(2) 参集の対象

原則として、以下①②の災害対策要員を除く全員とする。

但し、家族・家屋等の被害がなく安否の心配がない時点で参集する。

- ① 家族に老人・病人等がいて避難に支障がある災害対策要員
- ② 健康上、緊急業務に従事することが困難な災害対策要員

(3) 参集場所

原則として現地対策本部とするが、各自の判断で参集するのが困難と思われる場合は、参集できると思われるブロック等に参集する。

(4) 参集後の報告等

- ① ブロック長の所属会社等に参集後直ちに出動の報告及び情報の報告を行う。
- ② 報告後に災害対策組織上の各上司の指示を仰ぐ。

5 他支部からの支援

他支部会員は、災害対策本部からの応援要請があった場合、現地対策本部の指示に従い、速やかに支援を実施する。

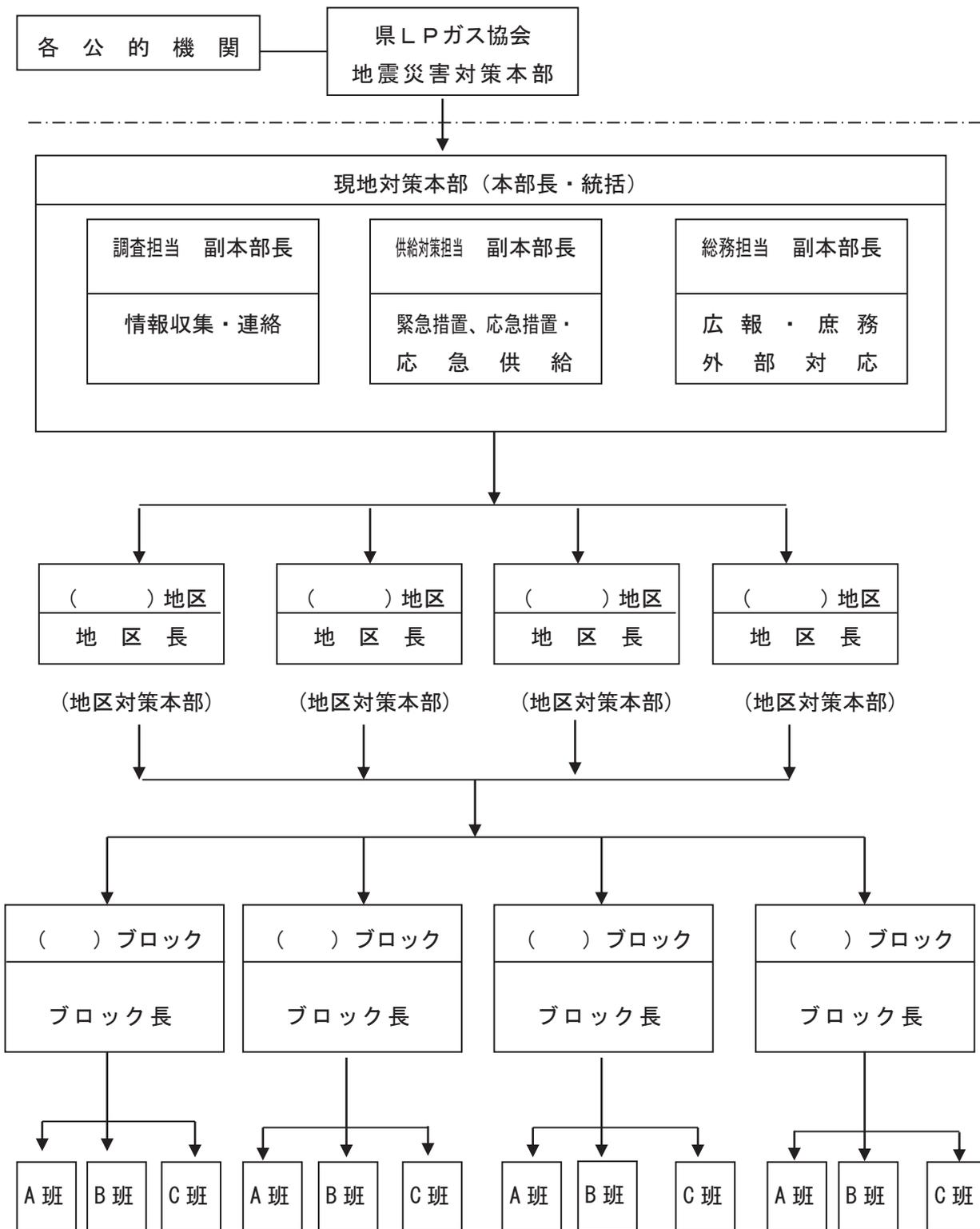
6 他支部への応援

支部会員は、災害対策本部からの他支部への応援要請があった場合、他支部の現地対策本部の指示に従い、速やかに応援を実施する。

7 消費者へのPR

支部会員は、事前に消費者等に対し協会の地震災害対策活動の内容や消費者へのお願いをPRするためチラシなどを配布する。

地震災害対策組織図



Ⅲ 緊急措置（初期点検）

1 緊急措置（初期点検）の概要

◇ 緊急措置（初期点検）とは

- ◆ 緊急措置（初期点検）は、発災直後のLPガスの二次災害を防止するため、LPガス関連設備の点検を実施することです。
- ◆ 初期点検は、発災後の概ね48時間程度の活動として
 - ・ LPガス容器等の確認作業（元バルブの閉栓、転倒容器の復帰、安全な場所への容器移動等）を実施します。
 - ・ 支部内の全ての消費場所の点検を実施します。

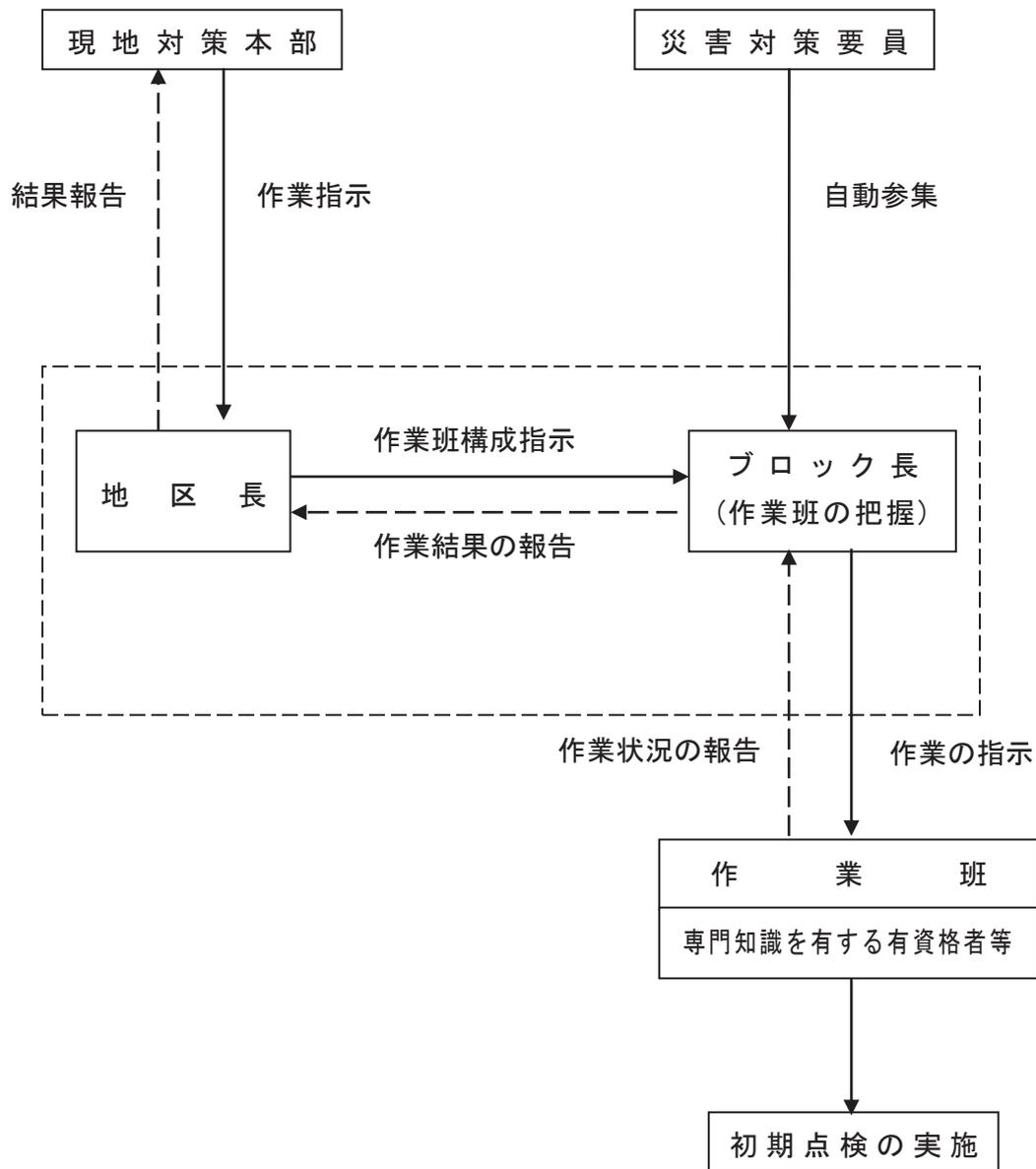
◇ 緊急措置（初期点検）の開始

- ◆ 原則として、夜間発災時の初期点検は、災害対策要員の安全確保のため夜明けを待って活動に入ります。
- ◆ 実働の単位は、ブロックとします。

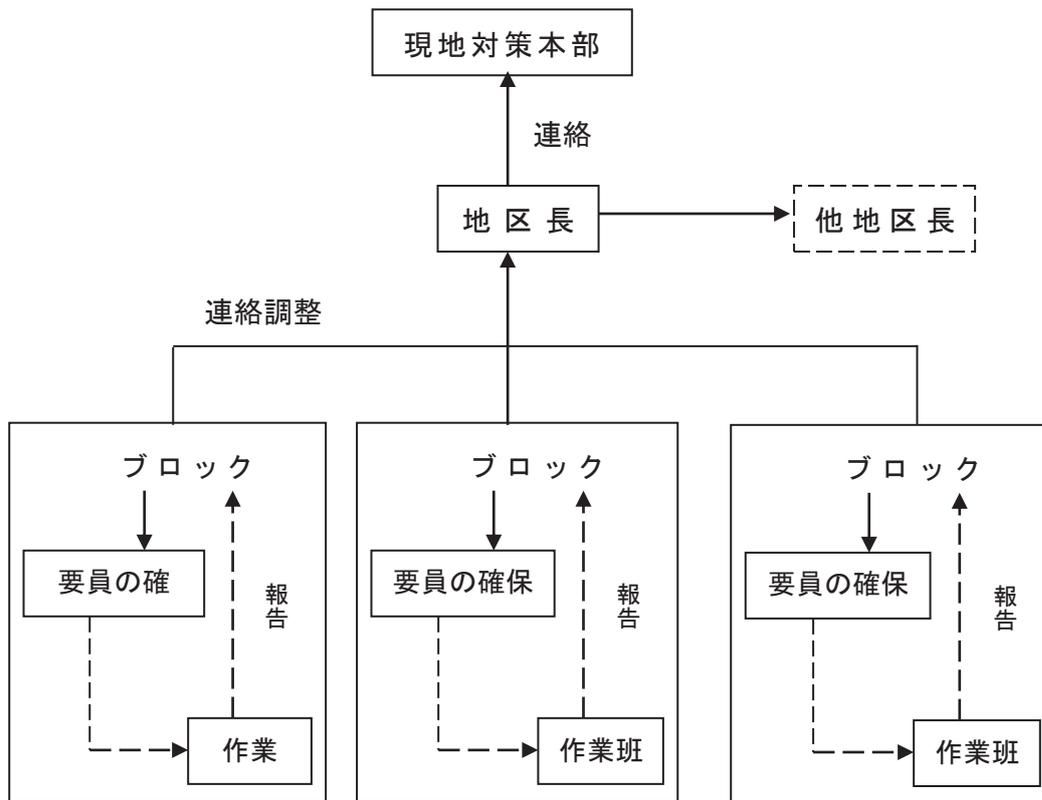
◇ 緊急措置（初期点検）の作業

- ◆ 初期点検にあたっては、緊急措置実施図により該当するブロック内の点検を実施することとします。
- ◆ 点検により供給を停止した設備には、保安センターで現行使用している調査済みステッカー等に「緊急停止」と記載し容器バルブに貼付します。
- ◆ 倒壊家屋の下の容器の撤去は危険が伴い作業が困難であり、初期点検の効率を妨げるため、撤去は行いません。
- ◆ 付近で火災が発生し、又は火災が近づき消防等から要請があった場合、撤去可能な容器に限り安全と思われる場所に移動することとします。
- ◆ 水害等により流出、土砂災害により埋没した容器を発見した場合は、速やかにブロック長・地区長を通じ現地対策本部へ報告します。

緊急措置（初期点検）の体制フロー図



2 緊急措置（初期点検）時の指揮・連絡体系



◇ 作業班

- ◆ 作業班は、日没に取りあえず1日目の作業を終了し、ブロック長に報告する。
- ◆ 作業が早く終了した場合は、速やかにブロック長に報告し、次の指示を受ける。

◇ ブロック長

- ◆ ブロック長は、その日の作業の進捗状況、収集した情報を地区長に連絡する。
- ◆ ブロック長は、ブロック内の進捗状況から他への応援が可能と判断した場合は、地区長に報告し、指示を受ける。
- ◆ 日没後も作業を継続する必要があるか無いかは、ブロック長が作業遂行の安全性、緊急性から判断し、その旨を地区長に報告する。
- ◆ ブロック長は、地区長又は現地対策本部からの指示がない場合は、作業班を動かすことなくブロック内の活動のみに専念する。
- ◆ 災害対策要員等から流出容器等の連絡を受けた場合は、速やかに現地対策本部を通じ災害対策本部へ通報する。

緊急措置（初期点検）実施図

ブロック番号		地図番号	
実施者		ブロック長	

（赤ペンで下記の明細地図上に記入して下さい）

- 記入例 点検済み ①容器バルブの閉止
②転倒容器等の立て直し作業
- 点検済み 容器を移動
- 点検不能 容器不明、家屋倒壊
- 通行止め 道路、橋

明細地図

IV 応急供給

1 応急供給の概要

大規模地震が発生すると建物、道路、橋梁等のほか、水道、電気、都市ガス等のライフラインが大きな被害を受けます。

ライフラインの復旧には、過去の地震被害の経験から、かなりの日数を要することがわかっています。

そこで、避難場所、医療機関、災害活動拠点に対し、応急的にLPガスを供給することが必要となります。

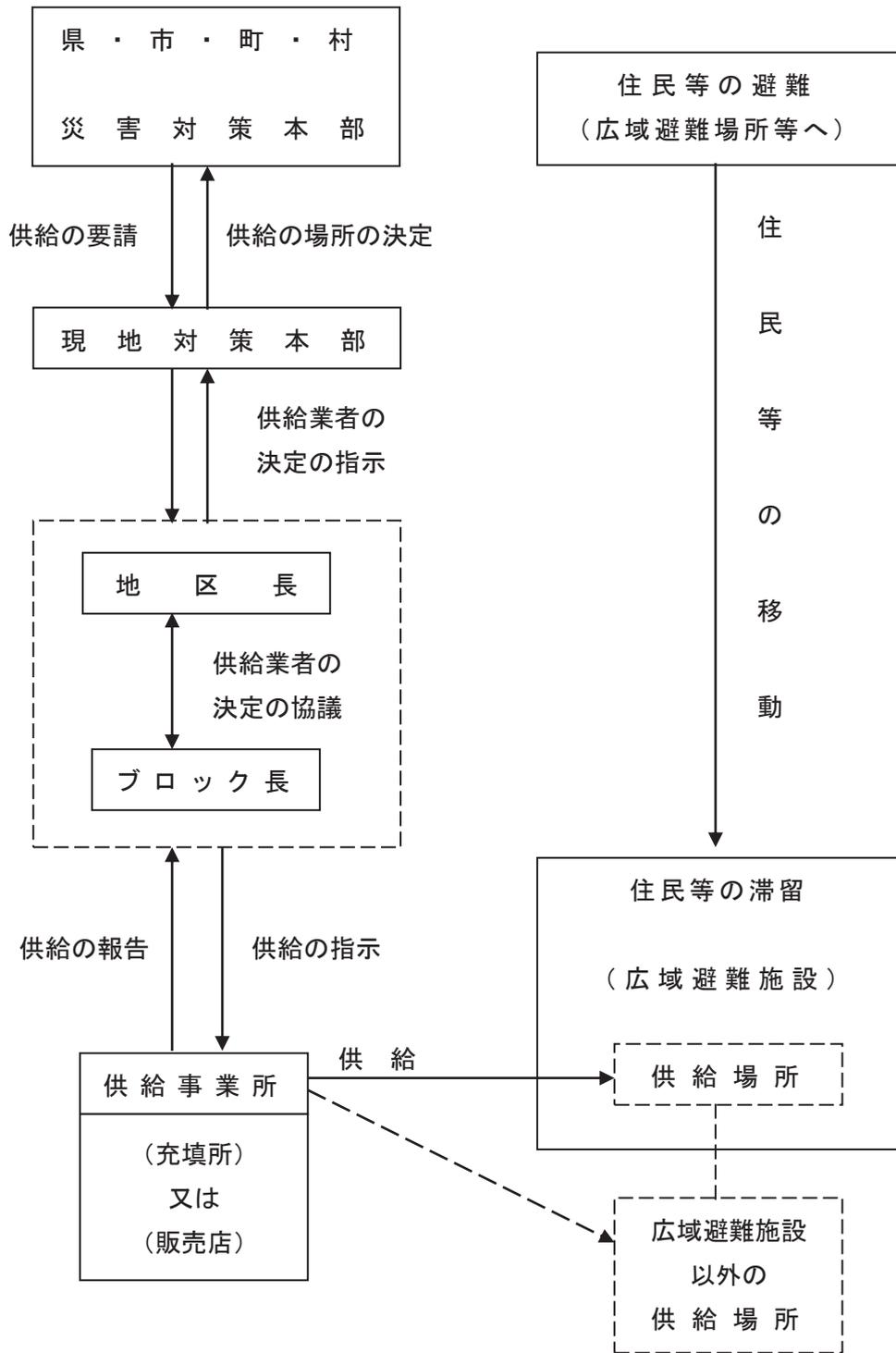
応急供給とは、大規模地震が起きたときに、重要特定施設（病院、公共施設等）や特定施設（集会場）に対し炊事、医療用燃料として、LPガスを供給し、コンロ等を使用できる状態にすることです。

2 応急供給の要請とその方法

- ◇ 応急供給の要請は、県、市、町、村の災害対策本部が現地対策本部（県LPガス協会〇〇支部）に要請して行われます。
- ◇ 応急供給の方法は、県、市、町、村の災害対策本部と協議して直接避難場所等の供給場所か、その他の適当な場所に、充填所等にあるLPガスを可能な運搬手段を用いて行います。

応急供給の体系フロー図をご覧ください

応急供給の体系フロー図



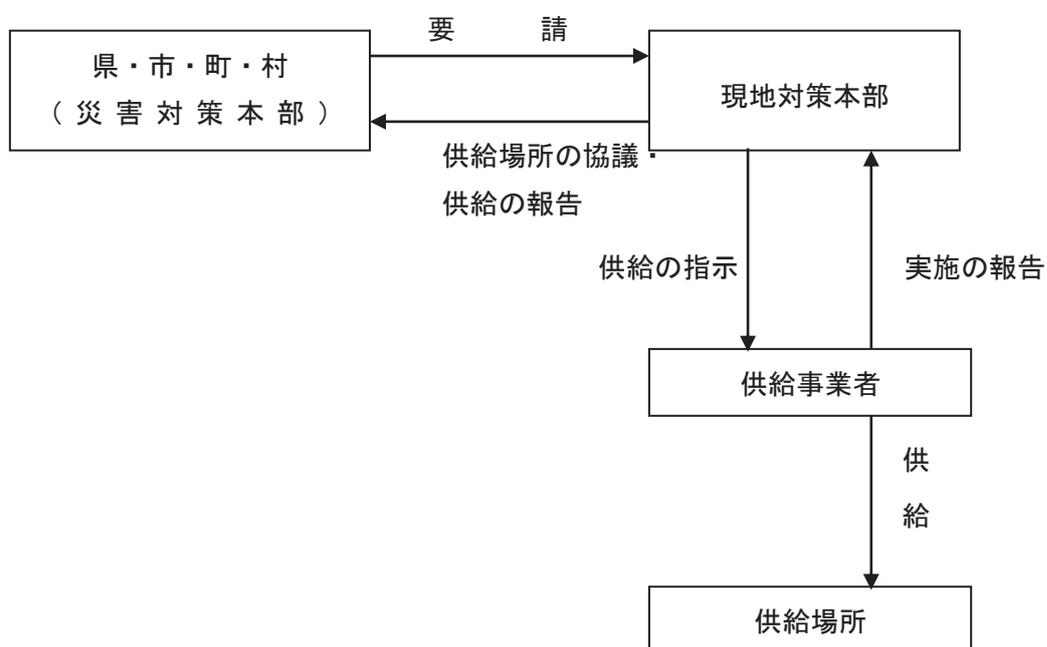
3 応急供給の手順

① 「L P ガスの供給に関する協定」に基づく供給の要請、報告

県・市・町・村の災害対策本部からの応急供給の要請は、

- ◇ 要請の方法
- ◇ 供給の場所
- ◇ 供給の数量
- ◇ 容器の設置、撤去、回収
- ◇ 報告・清算

等について、定めた「協定」に基づき行われます。



要請の方法

災害時には、速やかな供給が望まれ、連絡手段が限られてしまうもののFAXまたはEメール等の記録の残る形で県・市・町・村の災害対策本部からの要請により供給を実施することとする。

◇ 供給場所

供給場所としての想定される場所は、

- ◆ 重要特定施設（病院・公共施設及び避難場所等）
- ◆ 特定施設（LP ガス消費設備のある集会場等）
- ◆ その他

供給場所として、LP ガスを使用していた場所については、まず被害の状況を点検し、速やかに復旧することが必要です。

また、LP ガスを使用していない場所にも仮設配管し、応急供給としての対応をすることとなります。

◇ 供給の数量

- ◆ 支部の現地対策本部は、県・市・町・村の災害対策本部からの供給の要請に対しては、供給できる最大限の量を供給することになります。
- ◆ 支部は、平常時から充填所又は販売店にある在庫等の供給能力を地域別に把握しておく必要があります。

◇ 容器の設置

- ◆ 容器の設置にあたっては、LP ガス容器の転倒防止対策を施したうえで、ゴムホース、調整器等を用いて施工するようにしなければなりません。
- ◆ 転倒防止については、余震対策の面からも重要であり、屋外設置が多くなると思われることから容器周囲に鎖、ロープを張るための杭等の施工も必要となります。

◇ 容器の撤去と回収

- ◆ 要請者である県・市・町・村の災害対策本部が各供給場所ごとに応急供給の必要性がないと判断するに至った時に、応急供給活動は終了します。
- ◆ 支部の現地対策本部は、終了の支持を受けしだい責任を持ってLP ガス容器等提供した器具の撤去・回収を安全に実施する必要があります。
- ◆ それまでの間は、供給場所に継続的に供給を実施します。

◇ 報 告

◆ 事業者から現地対策本部への報告

現地対策本部から指示を受けた事業者は、供給実施後速やかにその結果を可能な方法で支部に報告することが必要です。

◆ 現地対策本部から要請者への報告

供給を実施した事業者から結果について報告を受けた現地対策本部は、速やかに実施状況を可能な方法で要請を受けた県・市・町・村の災害対策本部に報告する必要があります。

主な報告事項

- ・ 供給を実施した日時、場所
- ・ 供給した物資の種類（容器ナンバー等の明細）及びその数量

◇ 清 算

◆ 供給したLPガスその他の物資の代金の清算は、協定に基づいて要請者と県LPガス協会〇〇支部の間で行われることとなります。

◆ 応急供給に従事した事業者は、供給を実施した日時、場所、供給した物資の種類及びその数量を正確に記録し、また支部においても供給を実施した事業者からの報告を正確に集計しておくことが必要です。

② 供給の実施

◇ 充填所からの供給

充填所は、供給能力が大きいことから、要請のあった供給場所への輸送が可能な時には応急供給の中心となるものです。

現地対策本部

は

充填所の被災状況
従業員の参集状況
在庫量等

から供給する充填所を決定する。

◆ 支部ではあらかじめ地域毎に輸送を受け持つ充填所と設置工事を実施する販売店とをグループ化し、通常から従業員の事業所への自動参集、設備の被害状況の点検、充填開始のための点検等について訓練しておくことが必要です。

◆ 最初の段階では、在庫で対応することになりますが、要請の数量によっては、充填を再開する必要がありますが、その際は配管等の漏洩の有無の確認などの事前保安点検を十分にすることが必要です。

◇ 販売店等からの供給

(販売店からの供給)

- ◆ 地域の販売店が在庫で対応することになるのは、充填所からの輸送が不可能なときです。
- ◆ 一販売店の在庫量には限界があるため、充填所を含めた相互の協力体制を地区毎に確保しておく必要があります。
- ◆ 支部の現地対策本部が行う供給指示は、支部の地区長に対してなされますが、状況によっては他の適当な事業者に対して行われることもあり得るので、地区により連絡順位を決めておかなければなりません。

(軒下在庫からの供給)

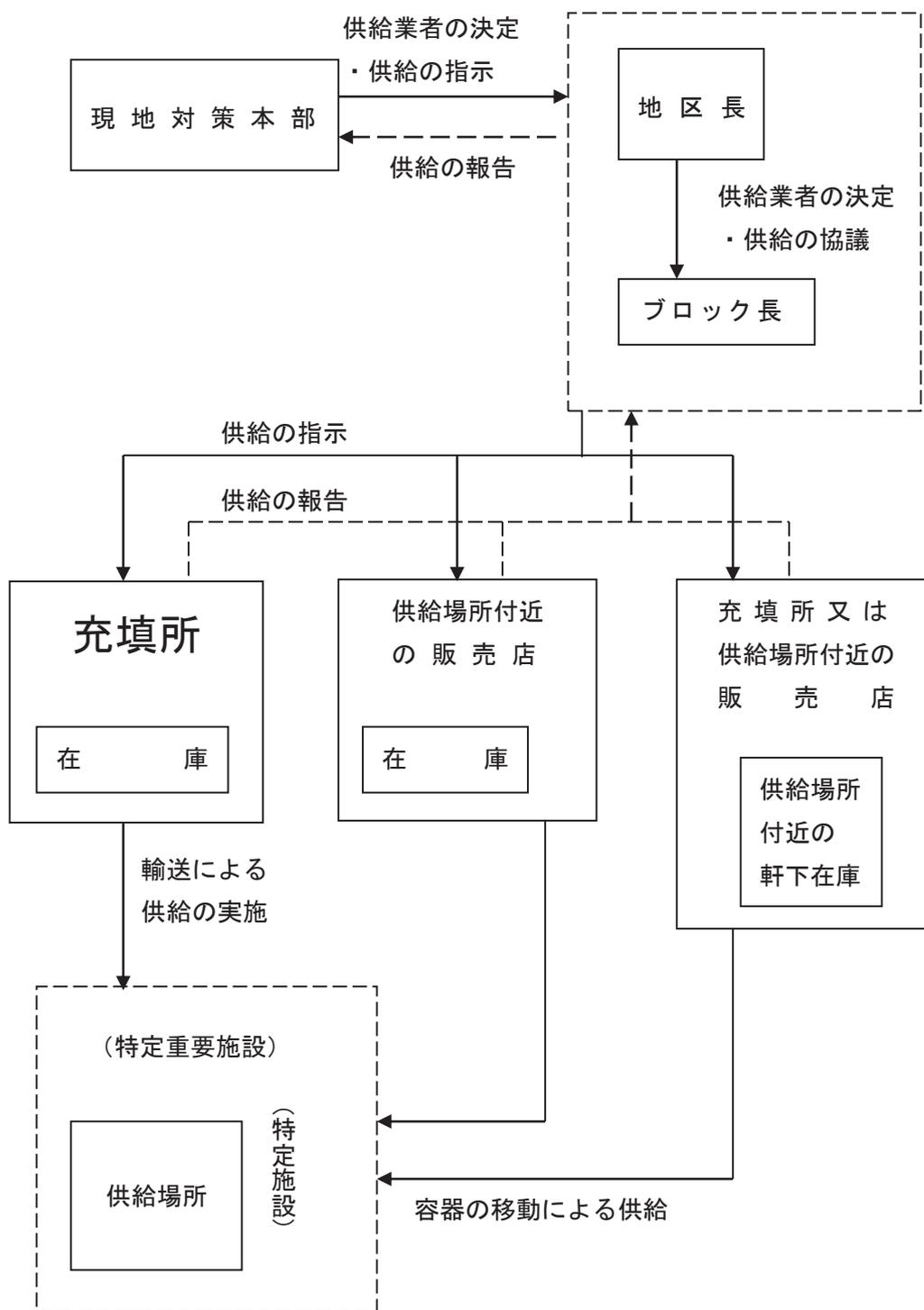
- ◆ 充填所又は販売店からの容器を輸送できない状況のときに行う供給方法で、このような状況では供給場所近くの消費者に設置されている LP ガス充填容器のうち支障のない容器（軒下在庫）を供給することになります。
- ◆ 従って、支部の現地対策本部は供給場所近くの販売店または充填所、実施能力のある LP ガス事業者を実施の指示をすることになります。
- ◆ また、供給の指示を受けていた充填所や販売店が現地の状況から LP ガスを輸送し供給することが困難と判断した場合に実施されることもあります。この場合、速やかに軒下在庫により供給したことを現地対策本部に報告する必要があります。
- ◆ 軒下在庫による供給では、応急供給を実施する事業者と容器を所有する事業者が異なることも、当然あり得るので支部と事業者間での清算方法を取り決めしておく必要があります。
- ◆ なお、軒下在庫を設置していた消費者の不利益にならないよう十分配慮しなければなりません。

◇ 災害対策本部への供給応援要請

現地対策本部は、充填所からの供給、販売店からの供給、軒下在庫からの供給との方法でも供給が不可能であると判断したときは、災害対策本部に応援の要請を行うことになります。

供給の方法フロー図をご覧ください

供給の方法フロー図



V 応急措置

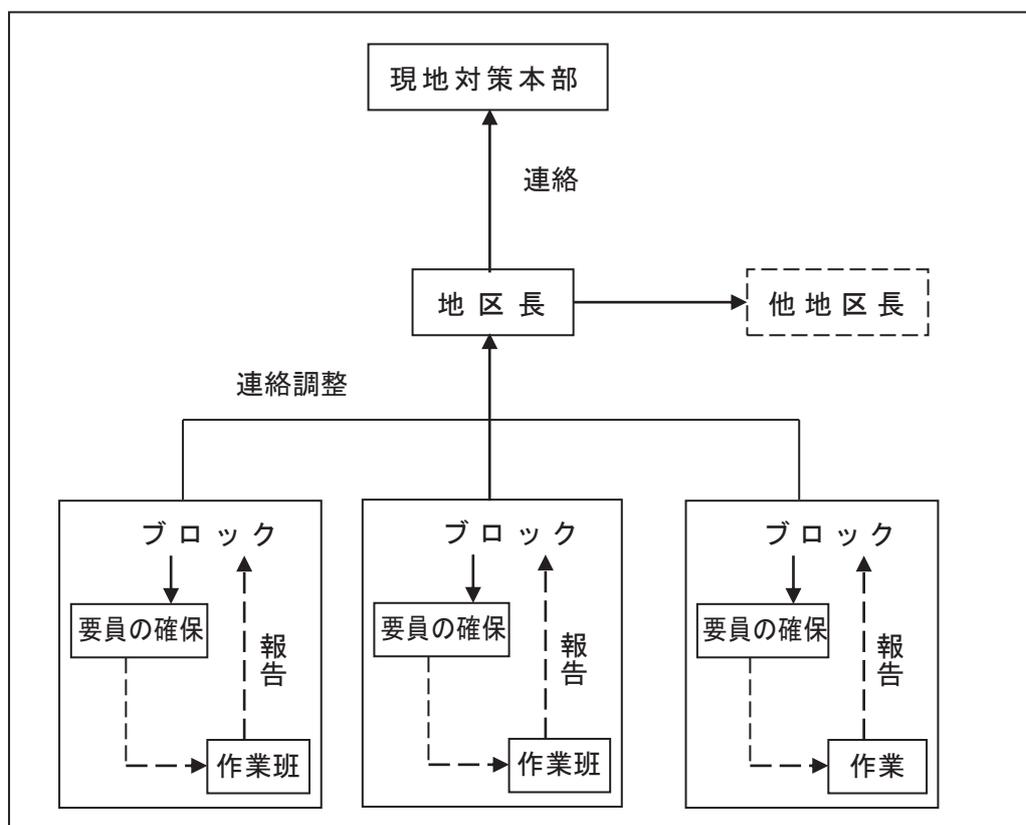
1 応急措置の概要

応急措置とは、大規模地震発災後に、LPガスによる二次災害を防止するためにLPガス関連設備の点検を行い、LPガスの使用を可能な状態（既存の炊事用コンロの復旧またはコンロの仮設まで）にすることです。

◇ 応急措置

- ◆ 応急措置は、初期点検終了後（48時間経過後）から、概ね2週間程度を想定し、「在宅・有」を前提として実施します。
- ◆ 応急措置の対象は
 - ・ LPガス消費者とします。
 - ・ 供給及び仮設供給が可能なところとします。
 - ・ 既設炊事用コンロの復旧までとします。
- ◆ 作業要員の資格は、専門知識を有する有資格者とします。
- ◆ 容器を安全な場所に移動した場合、ブロック長を通じて、地区長に報告をする。

◇ 応急措置の指揮・連絡体系



◇ 作業班

- ◆ 作業班は、日没に取りあえず1日目の作業を終了し、ブロック長に報告する。
- ◆ 作業が早く終了した場合は、速やかにブロック長に報告し、次の指示を受ける。

◇ ブロック長

- ◆ ブロック長は、その日の作業の進捗状況、収集した情報を地区長に連絡する。
- ◆ ブロック長は、ブロック内の進捗状況から他への応援が可能と判断した場合は、地区長に報告し、指示を受ける。
- ◆ 日没後も作業を継続する必要があるか無いかは、ブロック長が作業遂行の安全性、緊急性から判断し、その旨を地区長に報告する。
- ◆ ブロック長は、地区長又は現地対策本部からの指示がない場合は、作業班を動かすことなくブロック内の活動のみに専念する。

◇ 応急措置に必要な点検内容

- ◆ 身辺の安全確認後にLPガス設備の応急点検調査を行う。
- ◆ 原則として調査票は起票します。(協会調査票もしくは保安センター調査票を使用してください。)
- ◆ 点検調査方法は原則として、
 - ・ 配管設備の漏洩試験・高圧部点検
 - ・ 炊事用コンロの点火テスト
 - ・ その他燃焼機器の外観検査及び点火テストを行って下さい。
- ◆ 点検調査の判定は別記の応急措置の判定表を参考にして、明細地図、ガスメーター等に現行使用の調査済みステッカーに記載して貼付して下さい。
- ◆ 応急措置に必要な点検資機材については、緊急・応急資機材等の項を参照して下さい。

応急措置の実施フロー図を参照して下さい

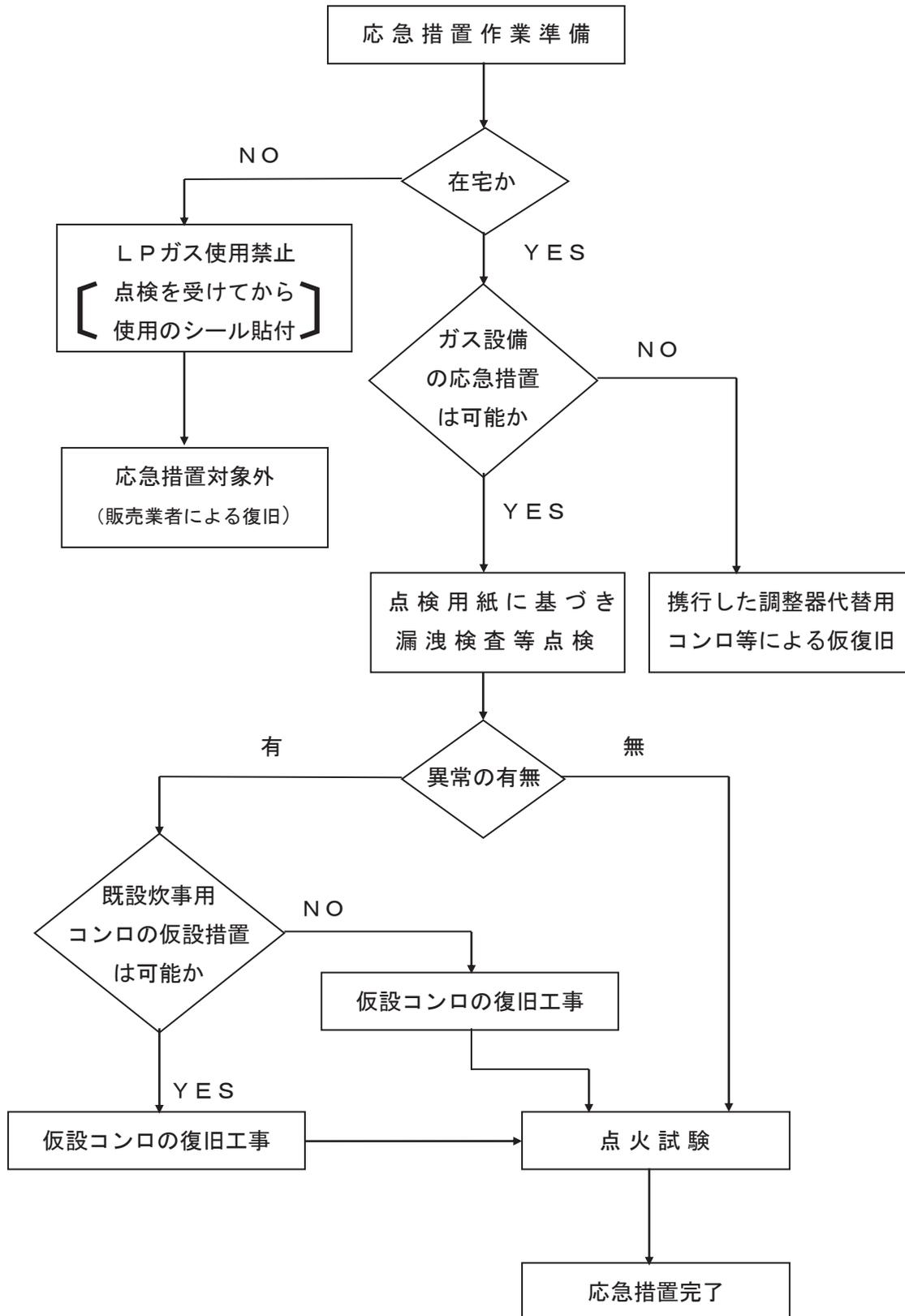
◇ 応援

- ◆ 応急措置の間の、あらゆる応援は支部の指揮下に入ります。
- ◆ 指揮の統一を図るため、事業者の自社優先及び縦系列の独自応援は認めず、災害対策本部又は現地対策本部の指揮下により参加してもらいます。

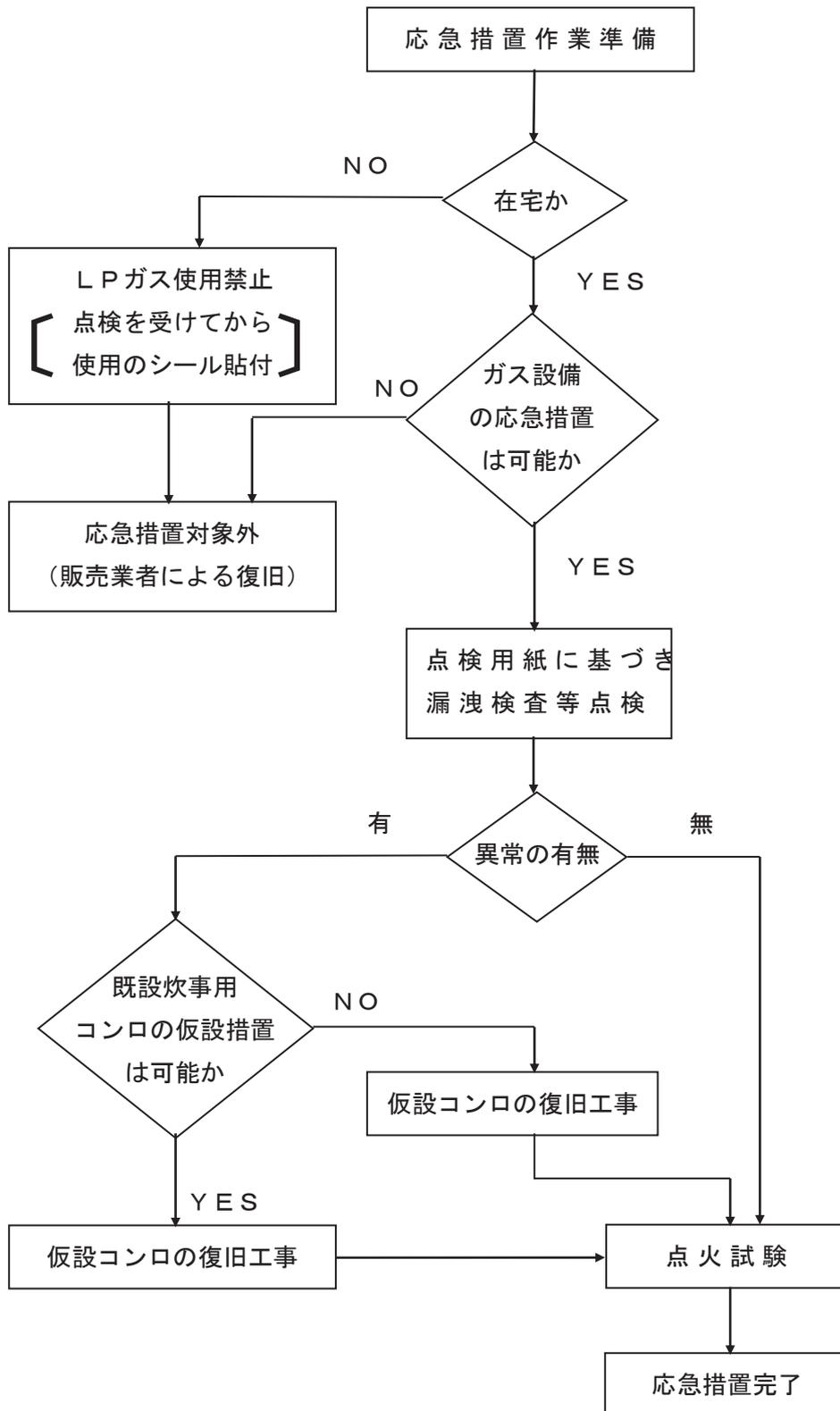
◇ 応急措置の判定表

配管漏洩試験・高圧部点検	厨房用コンロ点火テスト	その他の燃焼器		調査票 明細地図 メーター	現 状
		外観調査	使用検査		
良	良	良	良	◎	一応現状のまま継続使用可能
良	良	良	出来ず	○	他の燃料機、電気、水道不通のため検査出来ず
良	良	否	…	△	コンロ以外の燃焼器は修繕或いは交換が必要
否	良	…	…	ゴ	ゴムホース供給でコンロだけ使用
良	否	…	…	×	コンロが使用不可優先順位先
否	否	…	…	×	配管もコンロも使用不可最優先

応急措置の実施フロー図〈病院等応急復旧優先施設〉



応急措置の実施フロー図〈一般消費家庭〉



VI 連絡・情報の収集、指揮系統

1 連絡・情報の収集

(1) 状況の把握

現地対策本部が行う地域の被災状況の把握は、応急供給を実施するうえで、供給事業者を選定する際の判断材料にする等災害対策活動を行うための重要な事項です。

各事業者は、現地対策本部の指示を待つことなく被災状況の情報を収集し、自動参集することになりますが、その際、安全に配慮し、公共機関の活動の支障にならない可能な範囲内で収集することが必要です。

収集する情報は

- ◆ 自事業所の被災状況
- ◆ 付近の道路等の状況
- ◆ 付近建物の被害状況
- ◆ 顧客の被害状況
- ◆ 火災の発生状況
- ◆ 容器の被害状況

(2) 情報収集等の方法

発災後の連絡・情報収集は、電話（携帯電話を含む。）の使用が困難になることが十分に予測されることから、事業無線、徒歩・自転車等その時の状況で可能な方法を採用することになります。

また、従業員が地震発生後に事業所に参集してくるまでの経路で見聞したことも重要な情報となります。

情報の収集・集約については、誰でも必要な事項が集約できるよう、予め様式化しておくことが必要です。

◆ 行政防災無線の使用

情報の連絡手段が確保できないような状況の時は、行政機関と協議のうえ行政防災無線を使用することになります。

(3) 連絡経路

◇ 行政機関との連絡

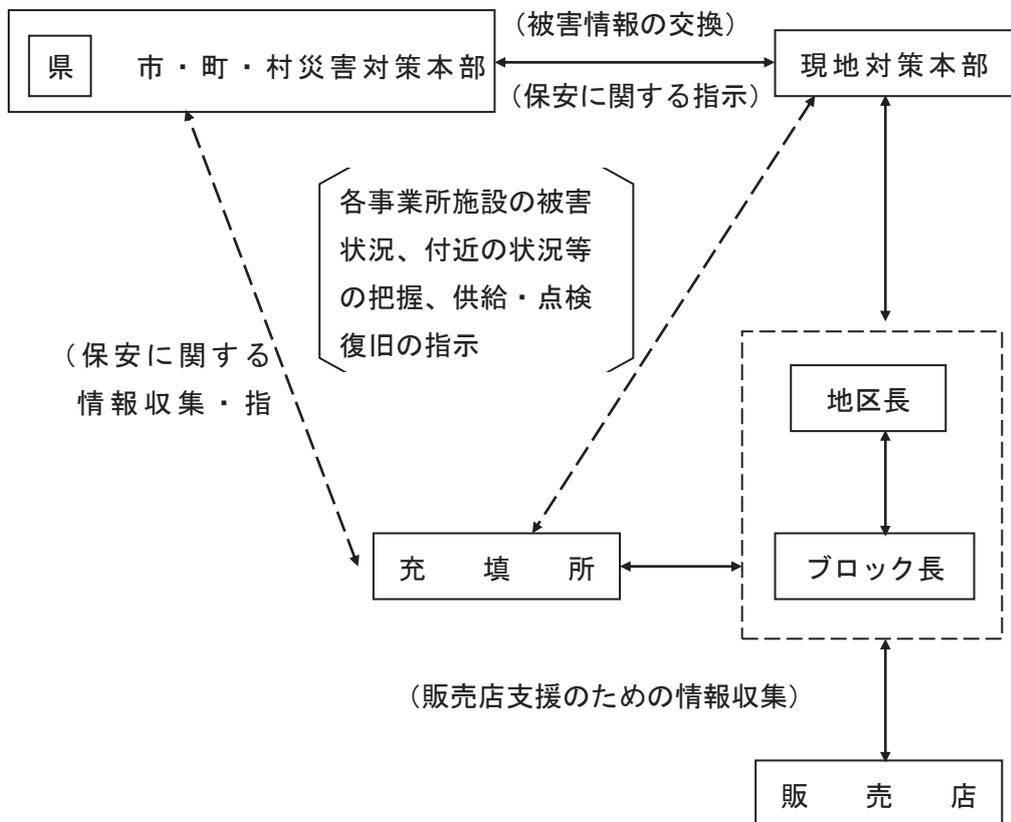
原則として、現地対策本部が行います。

現地対策本部は、常時各事業所の情報を収集し、集約しておく必要があります。

◇ 各事業所への連絡・指示

- ◆ 現地対策本部が、充填所及び販売店に対しては地区長及びブロック長を通じて行うことになります。
- ◆ なお、保安上必要なときは、県工業保安課等が直接各事業所に指示することもあります。
- ◆ 連絡経路・連絡手段について、事前にいろいろな可能性を想定して、周知、訓練等しておく必要があります。

連絡・情報の収集、指揮系統フロー図



Ⅶ 教育・訓練

災害対策要員に下記の教育及び訓練を適時実施する。

- ① 地震に関する知識（協会規則、各種マニュアル等の説明を含む）
- ② 現地対策本部の設置訓練
- ③ 地震災害緊急措置（初期点検）・応急措置等の訓練
- ④ 就業中及び就業時間外における地震発生時の参集訓練
- ⑤ 高圧ガス地震防災緊急措置訓練（県主催）
- ⑥ 市（区）町村防災訓練
- ⑦ 地域自主防災組織・防災訓練

Ⅷ 緊急・応急資機材等

支部・地区ブロック毎に下記の資機材等を確保して置く。

- ① 支部・地区ブロックでの地図等の整備
 - ・ 支部地区ブロック毎に、支部内の明細図等
 - ・ 応急供給先を含む避難所等重要特定施設の地図等
 - ・ 充填所の位置図

② 緊急措置（初期点検）時における携行品リスト

項 目	緊急措置点検用作業携行品リスト
服 装	ヘルメット、革手袋、安全靴、リュックサック等
工 具	スパナ（250mm 以上）、ドライバー（＋－両用）、ペンチ（200mm 以上）、磁石（メータ復帰用）
そ の 他	シール（緊急点検済み合否用）、白紙調査票（緊急措置）、通信機等、懐中電灯、赤の油性マジック

③ 応急措置点検用資機材の備品リスト

項 目	応急措置点検用資機材リスト
服 装	ヘルメット、革手袋、安全靴、リュックサック等
点検器具	水柱ゲージ又は圧力計、ガス漏れ検知器又は石けん水
工 具	スパナ（250mm 以上）、ドライバー（＋－両用）、ペンチ（200mm 以上）、磁石（メータ復帰用）
そ の 他	シール（緊急点検済み合否用）、白紙調査票（緊急措置）、通信機等、懐中電灯、赤の油性マジック コンロ、パイプレンチ（2本）、プラグ又はキャップ、点検ジグ、カッター

④ その他各支部で必要とするもの

資料 1

災害発生時の対応表

A 通常勤務時間内の場合

○ 地区災害対策本部及び対応地区

地区名	地区長	ブロック長	A 班	B 班	C 班	対応地区
()	氏名 	氏名 	氏名 	氏名 	氏名 	
		氏名 	氏名 	氏名 	氏名 	
		氏名 	氏名 	氏名 	氏名 	
		氏名 	氏名 	氏名 	氏名 	
()	氏名 	氏名 	氏名 	氏名 	氏名 	
		氏名 	氏名 	氏名 	氏名 	
		氏名 	氏名 	氏名 	氏名 	
		氏名 	氏名 	氏名 	氏名 	
()	氏名 	氏名 	氏名 	氏名 	氏名 	
		氏名 	氏名 	氏名 	氏名 	
		氏名 	氏名 	氏名 	氏名 	
		氏名 	氏名 	氏名 	氏名 	
()	氏名 	氏名 	氏名 	氏名 	氏名 	
		氏名 	氏名 	氏名 	氏名 	
		氏名 	氏名 	氏名 	氏名 	
		氏名 	氏名 	氏名 	氏名 	

資料 2

災害発生時の対応表

B 終日・夜間・早朝の場合

○ 地区災害対策本部及び対応地区

地区名	地区長	ブロック長	A 班	B 班	C 班	対応地区
()	氏名 ☎	氏名 ☎	氏名 ☎	氏名 ☎	氏名 ☎	
		氏名 ☎	氏名 ☎	氏名 ☎	氏名 ☎	
		氏名 ☎	氏名 ☎	氏名 ☎	氏名 ☎	
		氏名 ☎	氏名 ☎	氏名 ☎	氏名 ☎	
()	氏名 ☎	氏名 ☎	氏名 ☎	氏名 ☎	氏名 ☎	
		氏名 ☎	氏名 ☎	氏名 ☎	氏名 ☎	
		氏名 ☎	氏名 ☎	氏名 ☎	氏名 ☎	
		氏名 ☎	氏名 ☎	氏名 ☎	氏名 ☎	
()	氏名 ☎	氏名 ☎	氏名 ☎	氏名 ☎	氏名 ☎	
		氏名 ☎	氏名 ☎	氏名 ☎	氏名 ☎	
		氏名 ☎	氏名 ☎	氏名 ☎	氏名 ☎	
		氏名 ☎	氏名 ☎	氏名 ☎	氏名 ☎	
()	氏名 ☎	氏名 ☎	氏名 ☎	氏名 ☎	氏名 ☎	
		氏名 ☎	氏名 ☎	氏名 ☎	氏名 ☎	
		氏名 ☎	氏名 ☎	氏名 ☎	氏名 ☎	
		氏名 ☎	氏名 ☎	氏名 ☎	氏名 ☎	

資料 3

○緊急措置及び応急措置に係る優先施設順位

1 公共施設（病院・学校・行政機関等） 作成 年 月 日現在

No.	施設名	住所	電話番号

2 業務用施設（旅館・ホテル・デパート・マーケット等） 作成 年 月 日現在

No.	施設名	住所	電話番号

3 集合住宅 作成 年 月 日現在

No.	施設名	住所	電話番号

参考 設備点検調査票

販売事業者用

〔**供給開始時**〕

コードNo.

液化石油ガス設備点検・調査票

〔**定期点検・調査**〔次回点検調査は 年 月 月予定〕〕

〔**□内にレ印を付けてください。☆印は自主保安です。**〕

お客様	氏名	住所	電話番号
	様 [㊟] 又はサイン		

調査日 年 月 日

認定保安機関名	実施者氏名
---------	-------

- 液化石油ガス法第27条及び第34条に基づく点検・調査結果は下記の通りです。
- 液化石油ガス法第34条ただし書中により、保安業務が実施できない場合。
保安業務を行うべき場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を求めた年月日（ 年 月 日）
〔□内に✓印をつけてください。〕

供給形態	戸別				建物形態				埋設管	有	供給設備	消費設備
	一般	共同	業務	集团	一戸・二戸	一般	地下室等	指定建築物				

供給設備	点検項目	点検基準		判定		訪問記録	
		良	否	良	否	①	②
容器	腐食防止・転倒・転落防止			良	否	①	年 月 日 時頃
	火気禁止 2m・温度上昇防止			良	否	②	年 月 日 時頃
kg×本	バルブの腐食・割れ			良	否	③	年 月 日 時頃
	ガス漏れ			無	有		
集合装置等	防食・腐食・膨じゅん・割れ・その他			良	否		
	腐食防止措置・腐食・割れ・その他			良	否		
供給管	対震自動ガス遮断装置			良	否		
	☆地震時対策			有	無		
調整器	容量 (kg/h) ・型式 () ・製造年月 (年 月)					備考 (指導事項)	
	閉そく圧力	<input type="checkbox"/> (kPa) 一般用 (3.5kPa以下 1分以上静止)	良	否	※特殊燃焼器用 (燃焼器に適した圧力) (kPa) ※単段式 (2.3kPa以上3.3kPa以下) ※特殊燃焼器用 (燃焼器に適した圧力) (kPa)		
		<input type="checkbox"/> S・SBメータ等による点検	良	否			
	調整圧力	<input type="checkbox"/> (kPa) 自動切替式 (2.55kPa以上3.3kPa以下)	良	否			
	<input type="checkbox"/> S・SBメータ等による点検	良	否				
ガスメータ	腐食・割れ・緩み・容量・その他			良	否		
	☆漏洩検知機能			有	無		
緊急遮断弁等 (地下室)	I・B・H・C・L・S・SB・平型・E・EB (m ³ /h) ・型式 ()			良	否		
	検定有効期限 (年 月)			良	否		
	設置位置・設置なし			良	否		

供給配管	漏洩試験	<input type="checkbox"/> (4.0kPa) 機械式自記圧力計・マノメーター 5分・10分	良	否	要改善事項 配管等の修理
		<input type="checkbox"/> (4.0kPa) 電気式ダイヤフラム式 (自記) 圧力計 2分・5分	良	否	
		<input type="checkbox"/> S・SB等 (微量流量警告表示)	良	否	

調査項目	調査基準		判定		要改善事項										
	良	否	良	否											
配管・ガス栓・元栓	腐食防止措置・腐食・割れ・緩み・その他		良	否	※特殊燃焼器用 (燃焼器に適した圧力) (kPa) 配管等の修理改善										
燃焼器入口圧力	<input type="checkbox"/> (kPa) 一般用 (2.0kPa以上3.3kPa以下) <input type="checkbox"/> S・SBメータ等による点検		良	否	配管改善 調整器取替										
消費設備	器具名	メーカー	排気方式	台数	消費量 kW	製造年月	規格適合	燃焼状況	安全装置		ガス栓とガス配管の接続	ガス漏れ	修理・取替改善		
									立消	不燃防					
	①	型式						良	否	有	有	良		無	※給排気設備基準はお客様用裏面図1参照 ※液石法施行規則第44条ムに規定する強制排気式燃焼器 ※有効期限 (年 月) ※CO濃度判定基準はお客様用裏面表1参照
	②	型式					良	否	有	有	良	無			
	③	型式					良	否	有	有	良	無			
	④	型式					良	否	有	有	良	無			
⑤	型式					良	否	有	有	良	無				
⑤	型式					良	否	有	有	良	無				
給排気措置	ふろ釜	B・F・F・R・F	設置状況・壁貫通部との隙間		良	否	修理・取替改善								
		C・F	排気筒・逆風止・口径・立上り・腐食・その他		良	否									
	湯沸器等	B・F・F・R・F	設置状況・壁貫通部との隙間		良	否									
		C・F	排気筒・逆風止・口径・立上り・腐食・その他		良	否									
	F・E	給気口・壁貫通部との隙間		良	否										
			告示で定める強制排気式燃焼器の排気		良	否									
			12kW以下 設置状況・有効な給排気		良	否									
			バンド・キャップ・プラグ 劣化・ひび割れ・その他		良	否	取付								
			三ツ又 設置不可		良	否	配管改善								
ガス漏れ警報器	無	<input type="checkbox"/> 設置義務免除施設 <input type="checkbox"/> 設置義務施設		良	否	取付・取替									
	有	設置状況		良	否										
		☆作動状況		良	否										
		☆連動遮断		有	無										
☆一酸化炭素測定	開放式湯沸器 (%) : CF式湯沸器 (%)		良	否	修理・取替										
	CF式ふろ釜 (%)		良	否											
判定	点検調査の結果														
改善通知事項	良 異常が認められませんので、安心してご使用ください。														
	否 下記事項につき経済産業省令等で定める技術上の基準に適合していませんので改善してください。 上記判定で「否」は経済産業省令等で定める技術上の基準に適合していませんので、速やかに取付・取替・修理等の改善をしてください。改善されませんと下記のこととが予想されます。 ガス漏れ (火災他) 不完全燃焼 (一酸化炭素中毒)														

2007. 4. 改訂II

参考 (株)神奈川県エルピーガス保安センター 調査済みステッカー



「販売事業所の地震災害対策マニュアル」について

(公社)神奈川県LPガス協会は、支部、販売事業者、保安センター等と連携して地震災害対策体制を作りました。協会の「地震災害対策規則」では、販売事業所の所在する地域で気象庁が発表する震度5強以上の地震が発生したとき、或いは警戒宣言が発令されたとき、情報、交通手段等の不自由な状況下にあっても、予め支部で決めてある販売事業者の災害対策の分担作業を、自動的に進められることを目指しています。この体制を効率的に機能させるために、各事業所で「販売事業所の地震災害対策マニュアル」を作成することをお願いします。

「販売事業所の地震災害対策マニュアル」は、協会、支部の「地震災害対策」と整合させる必要があります。

地震災害対策は四つの作業が基本となります。

- ① 「緊急措置」……発災直後から48時間以内を目標に、二次災害防止のために容器バルブをしめる。転倒容器の立て直しをする。容器を退避させる。
- ② 「応急措置」……「緊急措置」終了後14日以内を目標に、安全確認検査後、使用可能な設備は供給を再開する。使用不可能な設備は炊事用コンロが使用できるようゴムホース等で供給を再開する。

この2つの作業は現地対策本部長(支部長)の指揮の下で支部組織ぐるみで地区割ローラー作戦で行います。

公共施設等是最優先順位で発災直後から「応急措置」を行います。

- ③ 「応急供給」……市町村の要請により、緊急避難施設への炊き出し用の臨時供給を支部組織対応で行う。
- ④ 「復旧」……「応急措置」終了後、各事業所が自社ユーザーの設備の改善、修理を行い供給を全面再開する。

以上の作業を中心に販売事業所のマニュアル作成の要点と書式資料を利用し易い形で集めました。これを参考にして事業所の規模、地域に合ったマニュアルを作成して下さい。

しかしマニュアルを作成するだけなら簡単です。大切なことは、各販売事業所が地震災害対策マニュアルを活用して教育訓練を繰り返して、地震災害時の危機管理体制の強化と、迅速な復旧作業ができるようになることです。

また、私達LPガス販売事業者はこのように全組織をあげて地震災害対策体制を取っていることを、日頃からお客さまに対して周知徹底する事も大事な地震災害対策です。

「販売事業所の地震災害対策マニュアルの作成の要点」

1. 地震災害対策マニュアル作成の基本的考え方
 - A. 地震災害対策マニュアル作成を組織で取り組むには、
 - ・ 漠然とした危機意識だけでは、役に立たない。
 - ・ 他の事業所の真似だけでは実行できない。
 - ・ 経営者と従業員との考え方の違いをうめる。
 - ・ 共通認識の下に災害対策を考える。
 - ・ 組織の合意に基づく行動要領を設定する。
 - ・ 経験の共有化。個人の持つ災害知識を集約し、それをどう生かすか？
 - B. 地震災害対策マニュアルの作成
 - ・ 重要度、緊急度、優先度を決める。
 - ・ いざ、という時に「すぐに頭に浮かぶ」か？
 - ・ 頭に浮かんだことをすぐ行動に移せるか？
 - ・ それが誰でも容易に実行できるか？
 - C. 教育訓練
 - ・ 日常の教育と訓練により「地震災害対策マニュアル」は機能する。
 - ・ 「地震災害対策マニュアル」は訓練により修正或いは追加をして行くことで完成度が高くなる。

2. 地震災害対策マニュアル作成に重要な事項

- A. 地震災害対策組織
 - ① 事業所の地震災害対策組織の設置基準
 - ・ 県下で気象庁が発表する震度5強以上の地震が発生したとき、或いは警戒宣言が発令されたとき自動的に設置される。
 - ② 地震災害対策組織の職務分担
 - ・ 平常時の管理組織に対応した組織編成にする。
 - ・ 指揮命令系統は一本化し、要員の構成と職務を明確にする。
 - ・ 経営者は災害対策総括責任者に地震災害対策の全ての権限を委任する。
 - ・ 災害対策総括責任者の代行者をきめる。(災害対策責任者等)
 - ・ 緊急措置要員担当地区は自宅に近い所を担当させる。

参照ページ

53

B. 災害対策要員の動員	参照ページ
① 勤務時間外、勤務時間内の動員基準を作成する。	58
② 災害対策要員から除く者の基準を決める。	
③ 従業員緊急連絡先リストを作成して掲示し、従業員に配布する。	59
C. 災害対策非常通報連絡リスト	60
① 次の通報先を記載した連絡リスト作成して掲示する。 災害対策本部（(公社)神奈川県LPガス協会）、現地対策本部（支部長事業所）、地区長又は部会長事業所、ブロック長又は班長事業所、保安センター支所、県又は行政センター、市町村消防署、警察署、卸売事業所、配送センター、設備会社等	
② 通報方法を具体的に整備する。	
D. 関連協力会社との連携	61
① 卸売事業所、容器配送委託事業所、液化石油ガス設備工事事業所等と災害時応援協定を締結しておく。	
② 地震災害対策作業資機材等の提供、災害対策作業要員の応援派遣の協定を作成する。	
E. 被害等の情報の収集と伝達	
① 複数の情報収集経路により、情報の精度を高める。 ラジオ、テレビ、携帯電話、伝令等の確保と利用	
② 自動参集途上においての従業員に情報収集を行わせる。	
③ 情報の正確な把握のため収集及び伝達の様式を作成する。	62
F. 供給先リストの整備と保管	
① 供給先リストを整備し所定の場所へ保管する。	
② 供給先周辺の地図を整備し所定の場所へ保管する。	
G. 緊急措置、応急措置、応急供給、復旧等の災害対策作業基準	54～58
① 緊急措置作業内容、担当地区、携行品、作業担当者のリストの作成。	63～65
② 応急措置作業内容、担当地区、携行品、作業担当者のリストの作成。	
③ 応急供給の担当供給施設、作業担当者のリストの作成。	
④ 復旧作業内容、携行品等の確認	70
H. お客さまへの情報提供	
① 日常業務での災害対策の周知	66
② お客さまからの問い合わせに対してのマニュアル化	67～68

3. 地震災害対策の教育、訓練

A. 事業所内での教育、訓練

- ① 勤務時間外における地震発生時の自動参集訓練
- ② 復旧作業内容、携行品の教育と訓練
- ③ 通報、連絡その他の地震災害対策訓練等

B. 支部（現地対策本部）の教育、訓練

- ① 緊急措置作業内容、担当地区、携行品、作業担当者等の教育と訓練
- ② 応急措置作業内容、担当地区、携行品、作業担当者等の教育と訓練
- ③ 応急供給の担当供給施設の教育と訓練。
- ④ 通報、連絡その他の地震災害対策訓練等

C. 他機関と連携した教育訓練

- ① 高圧ガス地震防災緊急措置訓練（県主催等）
- ② 市町村防災訓練
- ③ 地域自主防災組織防災訓練

D. 日常業務での災害対策教育

- ① 供給消費設備、地震災害防止対策
- ② 容器置場（販売施設）地震災害防止対策

参照ページ

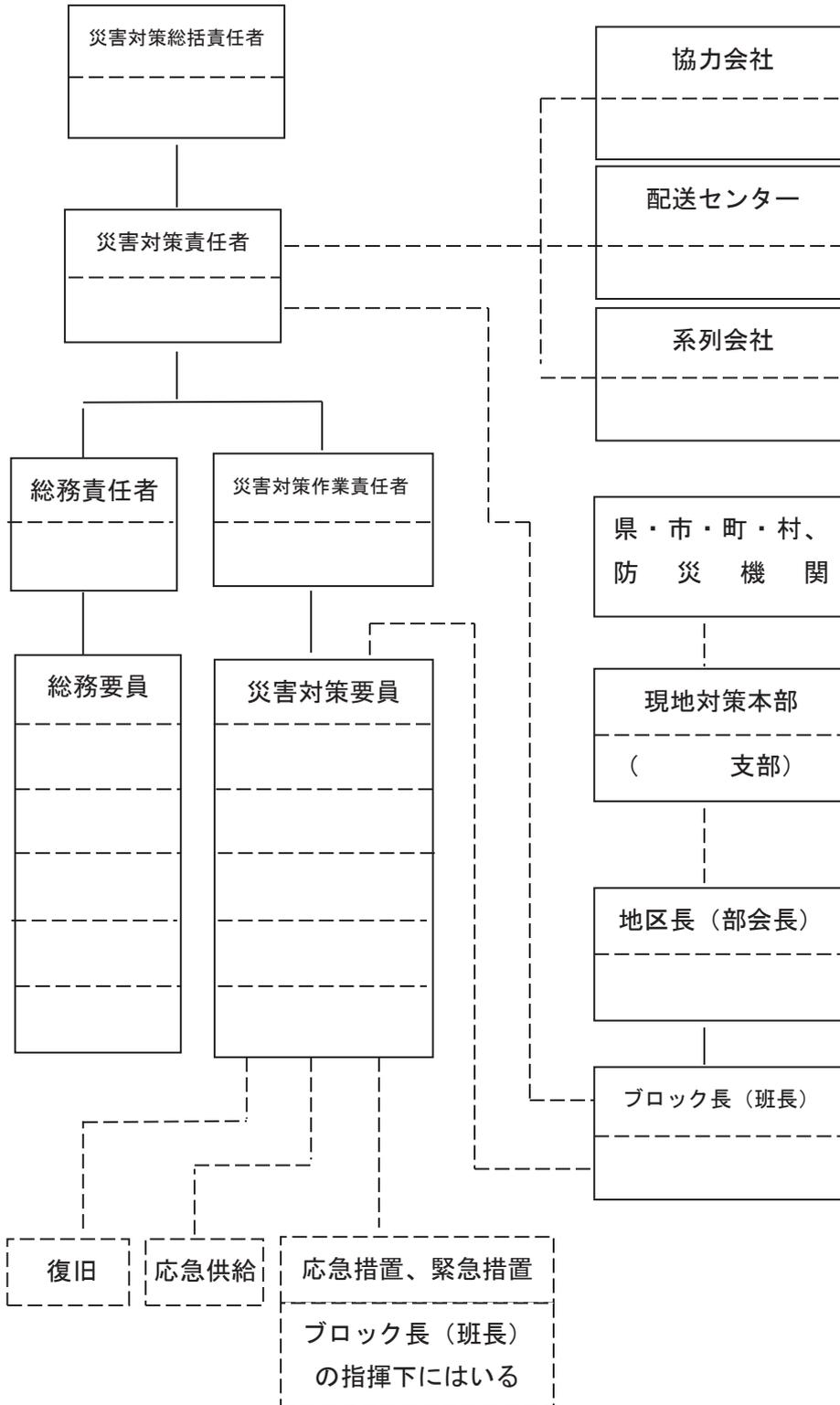
68

69

「販売事業所の地震災害対策体制」

事業所の所在する地域で気象庁発表の震度5強以上の地震が発生した場合、支部に現地対策本部が設置されるのを受け事業所内に災害対策体制を組織する。

1. 組織



E. 応急措置要員	
「支部マニュアルP.35参照」 携行品リスト「支部マニュアルP.42参照」	
氏 名	担 当 地 区

F. 応急供給要員		
「支部マニュアルP.28参照」		
氏 名	緊急避難施設名	所 在 地

G. 総務要員		責任者	
氏 名		担 当 職 務	
		情報収集整理	
		社員及び事業所施設の被害調査対策	
		出勤者の人員把握及び労務管理	
		食料、水、医療、寝具、燃料の確保	
		救急援護その他	
		お客さまへの情報提供	

3. 災害対策作業基準

名 称	応 急 供 給	緊 急 措 置	応 急 措 置	復 旧
目標期間	要請による	48 時間以内	緊急措置後 2 週間	応急措置終了後
対象施設	緊急避難施設	全施設		自社ユーザー
管理監督	自治体	現地対策本部 (支部)		販売事業所
作 業	容器搬入 炊き出し用供給	容器バルブ閉止 転倒容器復帰 容器退避	点検 漏れ無し→復旧 漏れ有り→ 厨房ゴム管供給	改善、修理 全面供給再開

4. 復旧作業

A. 応急措置の判定と復旧作業の優先順位

配管漏洩 試験・高 圧部点検	厨房用 コンロ 点火テスト	その他の燃焼器		帳票明 細地図 メーター	現 状	復旧 作業優 先順位
		外観調査	使用検査			
良	良	良	良	◎	一応現状のまま継続 使用可能	Ⅵ
良	良	良	出来ず	○	他の燃料機、電気、水 道不通のため検査出 来ず	Ⅴ
良	良	否	…	△	コンロ以外の燃焼器 は修繕或いは交換が 必要	Ⅳ
否	良	…	…	ゴ	ゴムホース供給でコ ンロだけ使用	Ⅲ
良	否	…	…	×	コンロが使用不可優 先順位先	Ⅱ
否	否	…	…	×	配管もコンロも使用 不可最優先	Ⅰ

B. 復旧作業資料の作成の考え方

- ① 応急措置作業の結果報告書（設備調査等の控）は分類等に時間がかかることが予想されるので、入手にはかなりの日数がかかると思われる。
- ② ガスメーターにも応急措置作業結果報告と同じ記号が記されているので、作業現場での優先順位の分類に利用する。
- ③ 復旧作業が合理的に進行するように、作業責任者を中心に応急措置作業が進行中に優先順位の分類等の準備をする。
- ④ 新しいコンピューターデータをプリントアウトしたとき古くなった「得意先マスター一覧表」等を復旧作業資料として利用できるように別の場所に保管する。
- ⑤ 事業所が被害を受けた場合を考えて、重要なコンピューターデータを安全な場所に保管する。

C. 復旧作業

- ① 原則として応急措置作業の結果で決めた、優先順位で復旧作業を行う。
- ② 応援協定を締結している関連協力会社（卸売事業所、配送センター、設備会社等）と応援要員の派遣、復旧資機材の供給等を考慮に入れる。
- ③ 復旧作業に関する情報を随時、適切にお客さまに提供する。

5. 災害対策要員の動員基準

- ・警戒宣言が発令された場合もこの基準を準用する。
- ・家族の安否を確認後出社或いは帰社する。
- ・自宅が遠方の災害対策要員は最寄りのブロックへ参集する。

A. 勤務時間外に事業所の所在する地域で震度5強以上の地震が発生した場合。

要員区分	出 動 先	出動の目的	摘 要
総括責任者 及び責任者	事 業 所	指示、命令の総括	指令要員として1人以上 緊急出動
作業責任者	事 業 所	災害対策作業の指示、 命令	
緊急措置要員	支部が決める 自動参集場所	担当地区の緊急措置 作業	作業は夜明けをもって開始、 緊急措置作業の携行品を各自 持参
応急供給要員	応急供給用 容器貯蔵施設	担当緊急避難所への 応急供給作業	緊急避難所が設置され、自治 体の要請により作業開始
総務要員	事 業 所	災害対策作業の支援	原則として全員出動

B. 勤務時間内に事業所の所在する地域で震度5強以上の地震が発生した場合。

要員区分	職 務	摘 要
総括責任者 及び責任者	事業所で指示、命令の総括	指令要員として1人在社 或いは緊急帰社
作業責任者	事業所で災害対策作業の指示、命令	
緊急措置要員	支部が決める自動参集場所に集合し 担当地区の緊急措置作業の準備	緊急措置作業の携行品を各自 持参
応急供給要員	応急供給用容器貯蔵施設で担当緊急 避難所への応急供給作業の準備	緊急避難所が設置され、自治 体の要請により作業開始
総務要員	事業所にて災害対策作業の支援	原則として全員在社

C. 次に該当する者は災害対策要員から除く

- ① 病気、けがによる療養中の者。
- ② 災害により負傷した者。
- ③ 家族から災害による死傷者がでた者。
- ④ 災害により家屋に被害があった者。
- ⑤ 旅行中で連絡不可能な者。

従業員緊急連絡先リスト

氏 名	住 所	自宅電話番号	携帯・PHS	
災害対策総括 責任者				
災害対策責任者				
災害対策作業 責任者				
災害対策要員				
災害対策要員				
災害対策要員				
総務要員				
総務要員				

災害対策非常通報連絡リスト

年 月 日現在

非常通報連絡先	電話番号	FAX番号	携帯電話番号
災害対策本部 (公社)神奈川県LPガス協会			
現地対策本部(支部長)			
地区長(部会長)			
ブロック長(班長)			
保安センター			
行政センター			
市町村			
消防署			
警察署			
卸売事業所			
配送センター			
設備会社			

**地震災害時におけるLPガスの災害対策資機材等の提供
並びに応援要員の派遣に関する協定書**

(以下甲という)と (以下乙という)は、地震・風水害・その他災害が発生した場合において、LPガス災害対策資機材等の提供並びに応援要員の派遣を速やかに実施するため、次のとおり協定する。

(要 請)

第1条 甲は、災害時におけるLPガス災害対策が自社だけで対応できない場合は、乙に対してLPガス災害対策資機材等の提供並びに応援要員の派遣を要請することができるものとする。

2 甲は、乙の協力が必要なときは、乙に対し文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、FAXまたはEメール等の記録の残る形で要請するものとする。

(体制づくり)

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、業務上支障がない限り速やかに適切な対応ができるよう体制を整備しておくものとする。

(作業の内容)

第3条 災害対策の作業内容は、甲の災害対策作業基準に定められたものとする。

(機材の範囲)

第4条 災害対策資機材等の範囲は、甲の災害対策資機材チェックリストに定められたものとする。

(補 償)

第5条 災害対策活動中応援要員が負傷・死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法の適用がない場合には、別に定める保険を適用するものとする。

(協議事項)

第6条 この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときにはその都度双方誠意ある協議を行うものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、 年 月 日から有効とし、甲・乙協議の上特別の定めによる場合を除き、その効力を持続するものとする。

甲

乙

報告事業所名称 (支店等名含む)	担当者氏名
	電話番号

LPガス関係被害状況報告 (第 1・2・3・4・5 報) 年 月 日現在

報告書記入にあつての注意事項

- 被害がなくてもご提出ください。また、第1報は被害情報の全てが把握できていなくても判明している限りで出来る限り速やかにお願いいたします。
- FAX・メールが使用不能の場合、電話で報告をお願いします。
- 第1報後、新たに被害が判明した場合、または前回の報告から数字が変更になった場合は出来る限り速やかに報告をお願いいたします。(同一用紙を使用可・この場合、第2報の場合は1及び2を○で囲むこととなり、変更した数字を修正してください。)

1. 自社の被害 (被害の有無に○をつけてください。有りの場合は概要を記載)

項目	被害の有無	詳細
A 事業主・従業員の安否	無事・有事	(被害の人数や程度)
B 事務所の被害	無・有	(被害の程度)
C 容器置場・充填所	無・有	(被害の程度)
D スタンド	該当なし 無・有	(被害の程度)
E 車両	無・有	(被害の台数や程度)
F パルクローリー	該当なし 無・有	(被害の台数や程度)

2. 消費先の被害

下記のE、F以外は概数でかまいません。

A	災害前のLPガス供給世帯数 (概数記載可) 【A=B+C+D】		戸
B	家屋倒壊や、避難等により供給復旧が見込めない世帯数 (概数記載可)		戸
C	立入禁止等の理由により、被害状況の確認が出来ない世帯数 (概数記載可)		戸
D	供給復帰可能及び復旧済み世帯数 (概数記載可) 【A-(B+C)】		戸
Dの内 被害状況と未復旧数	E	ガス漏れ、漏えい爆発、漏えい火災のあった件数	戸
	F	Eのうち、未復旧件数	戸
	G	Eに該当しないが、メーターや調整器の交換及び工事等が必要な件数 (概数記載可)	戸
	H	Gのうち、未復旧件数	戸

未確認世帯数【C】および未復旧件数【F】及び【H】がゼロになるまで、報告をお願いします。

Eは容器の流出によるものはガス漏れに含みません。

I:【E ガス漏れ・爆発・火災の被害の詳細】 ※ 発生場所 (市区町村名)、発生日時は必ず記入

3. 容器の流出 (判明している限りで構いません)

A: 消費先軒先からの流出・埋没本数	本	B: うち、累積回収本数	本
C: その他 (充填所・貯蔵施設・容器置場等) からの流出・埋没本数	本	D: うち、累積回収本数	本

地震災害対策資機材・常備品チェックリスト I

◎：緊急措置、応急措置携行品 ○：応急措置携行品
 □：必需資機材常備品 △：準必需資機材常備品

資機材・常備品必要度			必要数	保管場所	点検者	点検者	点検者	点検者
					点検日	点検日	点検日	点検日
工 具	モンキースパナ(250mm以上)	◎						
	ドライバー(+, -両用)	◎						
	ペンチ(200mm以上)	◎						
	カッター	◎						
	パイプレンチ	○						
点 検 工 具	水柱ゲージ	○						
	自記圧力計	○						
	ガス漏れ検知器	○						
	モンジュ液或いは石鹼水	○						
	ガス栓点検ジグ	○						
	Mメーター用設定器	○						
	Mメーター用マグネット	◎						
資 材	ゴムホース	○						
	ホースバンド	○						
	シールテープ	○						
	ホースエンド(オス、メス両方)	○						
	迅速継手(コンセントガス栓接続用)	○						
	プラグ又はキャップ	○						
	ガスメーター	□						
	調整器・自動切替調整器	□						
	高圧ホース	□						
	低圧ホース	□						
	ヒューズガス栓・ガス栓	□						
	配管材料	□						
仮 設 用 資 材	チェーン	□						
	コンロ	△						
	ストーブ	△						
	カセットコンロ	△						
	カセットボンベ	△						
	ガス充填容器	□						
2・5・8Kg容器	△							

点検者は、数量、機能試験、有効期限を点検する。

地震災害対策資機材・常備品チェックリスト II

◎：緊急措置、応急措置携行品 ○：応急措置携行品
□：必需資機材常備品 △：準必需資機材常備品

			点検者	点検者	点検者	点検者
			点検日	点検日	点検日	点検日
資機材・常備品必要度	必要数	保管場所				
服装	ヘルメット	◎				
	皮手袋	◎				
	安全靴	◎				
	リュックサック	◎				
帳票類	赤の油性マジック	◎				
	設備調査票等(応急措置結果記録用)	○				
	点検済(点検センター使用)	◎				
	供給先周辺地図	□				
	供給先リスト(予備用)	□				
	マスターデータ退避フロッピーディスク	□				
常備品	懐中電灯	◎				
	救急医薬品	□				
	ラジオ(携帯用)	□				
	テレビ(携帯用)	△				
	携帯電話・PHS	□				
	無線機	△				
	自転車・モトクロスモーターバイク	△				
備蓄品	非常食(人数×3日分)	□				
	飲料水(人数×3日分)	□				
	毛布	△				
予備用電池等	懐中電灯用	□				
	ガス検知器用	△				
	Mメーター設定器用	△				
	ラジオ用	△				
	無線機用	△				
	携帯電話自動車用充電器	□				
災害用他	土嚢	△				
	ロープ	□				

点検者は、数量、機能試験、有効期限を点検する。

緊急措置・教育訓練用応急措置携行品チェックリスト

					点検者	点検者	点検者	点検者
					点検日	点検日	点検日	点検日
I：緊急措置携行品 II：応急措置携行品								
災害対策要員名								
携行品		数量	I	II				
服装	ヘルメット		○	○				
	革手袋		○	○				
	安全靴		○	○				
	リュックサック		○	○				
工具	スパナ(250mm以上)		○	○				
	ドライバー(+,-両用)	各1本	○	○				
	ペンチ(200mm以上)		○	○				
	磁石(マイコンメーター復帰用)		○	○				
	カッター		○	○				
	パイプレンチ	2本		○				
点検具	水柱ゲージ又は圧力計			○				
	ガス漏れ検知器又は石鹼水			○				
	点検ジグ			○				
資材	ゴムホース			○				
	ホースバンド			○				
	シールテープ			○				
	ホースエンド(オス、メス両方)			○				
	迅速継手(コンセントガス栓に接続)			○				
	プラグ又はキャップ			○				
その他	シール(緊急点検済否用)		○	○				
	通信機器		○	○				
	懐中電灯		○	○				
	赤の油性マジック		○	○				
	設備調査票(応急措置結果記録用)	20組		○				
	単段調整器			○				

LPガスをご利用になっているお客さまに知っておいていただきたい大規模地震対策

1. LPガスが地震に強い理由

- ① マイコンメーターは、ガス使用中に大きな地震（震度5相当以上）を感知すると自動的にガスを止め、ガスの漏えいによる二次災害を防ぎます。
- ② いざという時に各ご家庭でガス容器（ボンベ）バルブを閉めるだけでガス漏れを防ぐことができます。
ガス放出防止器を容器バルブに取付けておけば、ガス容器の転倒やガス配管の破損などで多量のガス漏れの可能性が出てきた時、自動的にガスを遮断します。
- ③ 分散型エネルギーであり、1戸ごとに個別に供給しているため、配管など供給設備の点検も短時間で済み、迅速な復旧が可能です。

2. お客さまにできるLPガスの地震対策

- ① 日頃から心掛けていただきたいこと
 - a. ガス容器（ボンベ）には、転倒防止チェーンが掛けてあります。
きちっと設置されているか、時々確認してみましょう。
 - b. いざという時のためにガス容器（ボンベ）バルブの閉め方を家族で確認しておきましょう。
容器バルブは右回しで閉まります。
- ② 地震が発生したら
 - a. まず、身の安全を確保し、あわてずにコンロや風呂などのガス器具の火を消し、元栓を閉めてください。
 - b. ガス容器バルブを閉めてください。
 - c. ガス容器が倒れたら起こしてください。

3. LPガス販売店や(公社)神奈川県LPガス協会の地域支部組織が行う災害対策

- ① 一般家庭への対応
 - a. 発災直後から48時間以内を目標に二次災害防止のためにLPガス容器バルブ閉止、転倒容器の立て直し、容器の退避等を行う「緊急措置」作業をします。
 - b. 「緊急措置」作業終了後から14日以内を目標に安全確認検査後、使用可能な設備はガス供給を再開します。そして使用不可能な設備はゴムホース等を利用してコンロ用にガス供給する「応急措置」作業をします。
以上の「緊急措置」「応急措置」の作業は地域の支部組織全体で予め地区割り担当を決めておき、災害発生後の情報、交通手段の不自由な状況下でも自動的に作業が出来る体制になっています。
作業の進み方で、他の地域の支部、他県からの応援を配置します。
 - c. 「応急措置」作業が終了した後、使用不可能であった設備を改善して、ガス供給を全面再開する「復旧」作業をします。この作業はガスを供給している販売店が行います。
- ② 公共施設（病院、学校避難施設等）への対策
発災直後から優先的に「応急供給」を行います。
- ③ 緊急避難施設への対策
市町村の要請により優先的に炊き出し用にLPガスを搬入する。「応急供給」作業を行います。公共施設、緊急避難施設への対策も支部組織で担当、予備担当を決めて発災後自動的に作業が出来るような体制になっています。

非常災害時応急復旧の応答例
《お客様からの問い合わせに対して》

※ この部分は日頃から販売店で電話受付をする方が読んでおいて下さい。

震度5強以上の大地震が起きた場合は(公社)神奈川県LPガス協会及び支部において自動的に災害復旧作業が開始されます。

まず災害から48時間以内は、販売店の人はガス漏れによる二次災害の防止にむけて全力をあげるために、自分の顧客であるか否かにかかわらず、とにかく近隣のLPガス消費者のガス容器のバルブを閉めて回すことに全力をあげます。

支部には『現地対策本部』が自動的に立ち上がり、

次ぎに、発災から概ね16日以内で、台所用ガスコンロだけは使えるように努力します。

そのため、この期間は自店のお客様のところというわけには参りません。また、お風呂や給湯器などはしばらく我慢していただくことになります。

本格的な復旧はその後順次行います。

災害復旧中に電話を受ける方はこれらのことを頭に入れたうえで、お客様の問い合わせに応じて下さい。予めどんなことが想定されるか、イメージを抱いてトレーニングをしておくことが大切です。次にお客様からのお問い合わせを想定してその応答例をあげておきます。これを話しやすい自分の言葉に書き換え、必ず声に出して訓練してみてください。

《お客様》 ガスが全然使えないのです。すぐ来て下さい。

(あなた) ただいまガス漏れがないかどうかの緊急点検を順次行っております。ガス容器のバルブを閉めて、点検が完了致しますまでガスはお使いにならないようお願いいたします。

《お客様》 すぐ使えるようになるのですか？

(あなた) 大きな事故にならないようにまず全部のガス容器のバルブを閉めに回っています。それが済みましたら引き続き台所が使えるようにして参ります。

《お客様》 うちにはいつ来ていただけるのですか？

(あなた) 遅くとも _____頃までには市内の全部のお客様が台所を使えるようになります。少しでも早くするために販売店同士の垣根を越えて作業を行いますのでお客様のところへはうちの者がお伺いできるとは限りませんがよろしく願いいたします。

《お客様》 台所しか使えるようにならないのですか？

(あなた) 点検に伺ったときに全体に異常がなければそのままお使いいただけますが、まずは出来るだけ多くの方に炊事だけは出来るようにしたいと思いますので、お風呂などに異常がある場合はそちらの方はお使いいただけません。全部のお客様が炊事を出来るようになったら、残った器具の復旧に回ります。それまでしばらくご辛抱下さい。

《お客様》 それはいつ頃になるのですか？

(あなた) 誠に申し訳ありませんがまだ災害の全容がつかめておりません。恐れ入りますがもうしばらくお待ち下さい。

事業所内教育・訓練チェックリスト (例)

チェック項目	備考	年月日	年月日	年月日	年月日
--------	----	-----	-----	-----	-----

事業所内での教育・訓練

①地震に関する知識					
②勤務時間外における地震発生時の自動参集訓練					
③復旧作業内容、携行品の教育と訓練					
④通報、連絡その他の地震災害対策訓練等					

地震災害防止用機器等のチェックリスト（教育用）

※このような事もチェックして下さい。

チエック項目	備考	年月日	年月日	年月日	年月日
--------	----	-----	-----	-----	-----

1. 供給、消費設備

① 容器の転倒、転倒防止措置について

容器底部に対して十分な広さを有する コンクリート板等の上に設置					
屋根瓦等の落下物による影響のない 場所に設置					
容器固定具を設置					
容器は1本ごとに鎖掛け					

② 地震防災機器の設置について

ガス放出防止器の取り付け					
耐震自動ガス遮断器の取り付け					
低圧ホース					
マイコンメーターSの取り付け					

③ 耐震性の高い配管施工の実施について

可能な限り埋設管を避け露出管による 施工					
埋設管は耐震性の高いPE管による施 工					
耐震性を高める継手の組み合わせ又は フレキ管による施工					

④ 緊急連絡先

供給設備には、緊急連絡先を明示する					
-------------------	--	--	--	--	--

2. 容器置場（販売施設）

① 貯蔵基準

容器置場は、液化石油ガス貯蔵基準に 適合しているか					
------------------------------	--	--	--	--	--

② 容器の貯蔵方法は、耐震性を図るための措置

容器の転倒、転落防止措置					
容器の1段積み					

災害復旧作業のための点検表（例）

点検年月日 年 月 日（ ）
 午前 時 分 完了
 午後

No	氏名	
住所	電話番号	
供給設備	合・否	
容器の設置状況	合・否	
調整器の設置状況	合・否	
メーター回りの損傷状況	合・否	
供給埋設管がある 場 合	マンホールのガス漏えい点検 排水管会所のガス漏えい点検 地面陥没部のガス漏えい点検	合・否 合・否 合・否
消費設備		
<input type="checkbox"/> マイコンメーターによる漏えいチェック <input type="checkbox"/> マノメーター・自記圧力計による漏えいチェック	合・否	
<input type="checkbox"/> コンロの安全確認 <input type="checkbox"/> コンロ以外の器具の安全確認	合・否	
器具周辺の漏れなし確認	合・否	
販売店名	点検者氏名	

流出容器等処理要綱

1. 総則

(目的)

第1条 津波、水害等によって流出、散乱したLPガス容器は本来、容器所有者（LPガス販売事業者等）が処理すべきものであるが、所有者が判明しない容器が放置されれば、災害につながる恐れもあることから、大規模災害時に備えて各自治体と連携して指定された集積場所、（公社）神奈川県LPガス協会又は各支部があらかじめ指定していた集積所に集積された所有者不明の当該LPガス容器の処理を実施し、もって容器関係の災害の発生を防止することを目的とする。

ただし、大量の流出LPガス容器が発生した場合は、別途協議する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は各々該当各号に定めるところによる。

(1) 流出容器

津波、水害等により流出又は災害復旧活動等により一定の集積場所に集められたLPガス容器。

(2) 放置容器

LPガスを消費した後、所有者又は占有者に引き取られていないLPガス容器。

(3) 充填所等

高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定による容器置場が設置され、災害時における流出容器を回収した際の保管場所を提供できる事業所。

(4) 指定集積所

(3)のうち、残ガス処理のできる事業所。

2. 回収及び処理

(業務の窓口)

第3条 流出容器並びに放置容器の処理に関する業務の窓口は、災害対策本部又は現地対策本部が担当する。

(会員の職務)

第4条 協会員は、緊急措置・応急措置並びに復旧活動等において流出容器、放置容器を発見、或いは第三者により流出容器、放置容器の連絡を受けた場合は、ブロック長等を通じ現地対策本部へ報告することとする。

(通 報)

第5条 前条により流出容器、放置容器の連絡を受けた現地対策本部は、速やかに災害対策本部へ通報するものとする。

(回 収)

第6条 前条の通報を受けた場合、次の手続きにより回収する。

- (1) 災害対策本部は最寄りの現地対策本部長にその回収を依頼するとともに、通報記録書(様式1)を作成し保管するものとする。
- (2) (1)により依頼を受けた現地対策本部長は、流出容器、放置容器を回収するとともに最寄りの充填所等に仮保管を依頼するものとする。
- (3) (2)により依頼を受けた充填所等は、回収容器を仮保管をするとともに、回収容器仮保管報告書(様式2)を作成し災害対策本部に提出するものとする。
- (4) (1)～(3)にかかわらず、大規模な災害により大量のLPガス容器が散乱している状態が生じたときは、災害対策本部又は現地対策本部は、他支部の協会にも協力を依頼して当該LPガス容器を安全な場所に集積する体制を構築するものとする。

(処 理)

第7条 災害対策本部は前条(3)による回収容器仮保管報告書にもとづき、その区分に応じ次の処理を行う。

(1) 所有者判明容器

容器の表示等により所有者が判明したものは、回収容器引取通知書(様式3)により所有者等に引取り、又は容器譲渡書(様式4)の提出を求めるものとする。

- ・譲渡とは、容器の所有者の識別可能な容器ではあるものの、電話等により所有者が引取る意志・能力を有していないことが確認され、引取りが困難とされるもの。

(2) 所有者等不明容器

容器の所有者の氏名等の表示や記号及び番号(以下「記号番号」)の識別ができない、または所有者の氏名等の表示や記号番号が識別可能な容器ではあるものの、電話等により所有者と連絡が取れず集積場所での保管が6ヶ月を経過した容器については、所有者等不明容器として判定する。

ただし、次に掲げるものは遺失物法に基づく届出を行うものとする。

- ・所有者が判明しない回収容器で、放置場所等の状況により当該容器が遺失物であると判断されるものは、指定集積所に保管を依頼し、遺失物として届け出る。

(引き渡し)

第8条 回収容器を仮保管している充填所等は、所有者等にこれを引き渡した場合は保管容器引渡報告書(様式5)にて災害対策本部に報告するものとする。

(保管)

第9条 第7条(2)により保管を依頼された指定集積所は、仮保管されている充填所等から当該回収容器を集積し保管するものとする。

(屑化)

第10条 災害対策本部は次の各号のいずれかに該当する場合は、容器屑化依頼書(様式6)により当該回収容器を保管する指定集積所等に、その処分を依頼するものとする。

- ① 容器所有者等から第7条(1)による容器譲渡書を受領したとき。
- ② 第7条(2)により所有者等不明容器と判定したもの。
- ③ 第7条(2)ただし書きによる届出を行った所有者不明等容器について遺失物法による所有権が協会に移った時(6ヶ月14日後)。

2 指定集積所等は第1項により屑化の依頼があった場合は、高圧ガス保安法の基準に従って屑化処分するものとする。

(費用の負担)

第11条 容器の回収、引き取り等に要した費用については、原則として容器所有者が負担する。ただし、第7条(1)により所有者が引取る意志等を有していないために譲渡された容器については、譲渡前の所有者の負担とする。また、所有者等不明容器については、災害対策本部において裁定するものとする。

3. その他

(業務の推進体制)

第12条 流出容器、放置容器の処理に関する業務は、保安委員会等が中心となって推進するものとする。

附 則 この要綱は令和2年11月24日より施行する。

流出容器等通報記録書

		整理番号	
受信日時	年 月 日 時 分	受信者 氏 名	
通報者	所在地		
	氏名		
容器の放置 場所の状況 (目標)	放置場所所在地		
	目標		
	放置の状況		
容器の形状 数 量	5 0 kg 3 0 kg 2 0 kg 1 0 kg	本 本 本 本	5 kg 2 kg その他 kg 本 本
回収依頼先	所在地・電話		
	事業所名		
回収依頼日	年 月 日 時 分	連絡者	
備考			

回 収 容 器 仮 保 管 報 告 書

(公社) 神奈川県LPガス協会 殿

事業所名 _____

所在地 _____

電話 _____

責任者名 _____

下記の回収容器を仮保管しておりますので報告します。

回収日	年 月 日		
回収場所			
回収者	所在地		
	氏 名		
所有者等判明容器	所有者等所在地	事業者名	数 量
所有者等不明容器	50kg	本	5kg 本
	30kg	本	2kg 本
	20kg	本	その他
	10kg	本	kg 本

年 月 日

容器所有（占有）者

殿

（公社）神奈川県LPガス協会
会 長

回 収 容 器 引 取 通 知 書

貴殿のLPガス容器を流出容器として、下記のとおり回収保管しておりますので、2週間以内にお引き取りください。

なお、引取りが困難な場合には別紙、様式5の容器譲渡書に所定の事項をご記入の上、協会までご提出ください。

記

1. 容器の形状及び記号番号

2. 保管場所（引渡し場所）

引取時の注意事項

- ・ 事前に保管場所まで連絡してください。
- ・ 本書を必ず持参し、保管者に渡してください。

（注） 1ヶ月以内に連絡がない場合及び、引取りのない場合は高圧ガス保安法第25条違反として措置することもあります。

様式 4

年 月 日

(公社) 神奈川県LPガス協会長 殿

容器所有 (占有) 者 (事業所名)

所在地

代表者名

印

容 器 譲 渡 書

年 月 日付け回収容器引取通知書のありました下記LPガス容器については、無償で譲渡致します。ただし、屑化处理が必要な容器に係る費用については、負担致します。

記

容器の形状及び記号番号

容器の形状					
容器の記号 ・番号					

以上

年 月 日

(公社) 神奈川県LPガス協会長 殿

事業所名 _____

所在地 _____

電話 _____

責任者名 _____

保 管 容 器 引 渡 報 告 書

流出容器として保管しておりましたLPガス容器を下記の通り所有者へ引き渡しましたので報告致します。

記

1. 容器の形状及び記号番号

2. 引渡先 (所有者)

事業所名 _____

所在地 _____

電話 _____

担当者名 _____

年 月 日

容器保管者

殿

(公社) 神奈川県LPガス協会
会 長

容 器 屑 化 依 頼 書

貴所で保管中の下記容器については、屑化処分をして下さい。

記

1. 記号・番号の判明しているもの

容器の形状					
容器の記号 ・ 番号					

2. 記号・番号の判明していないもの

年 月 日以前に回収報告のあったもの

参 考 資 料

株式会社神奈川県エルピーガス保安センター 地震災害対策規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人神奈川県LPガス協会の地震災害対策規則（以下「規則」という）をうけ、株式会社神奈川県エルピーガス保安センター（以下「保安センター」という）が地震災害発生時における災害情報の収集と二次災害の防止のための緊急措置及びLPガスの供給先の応急措置と被災地住民のため、必要な災害活動を円滑に実施することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 用語の定義は次のとおりとする。

- | | |
|----------|--------------------------|
| ① 大地震 | 県下における震度5強以上の地震をいう。 |
| ② 社 員 | 保安センター社員をいう。 |
| ③ 応急供給 | 各自治体との協定に基づく災害時の供給をいう。 |
| ④ 緊急措置 | 地震直後のLPガス設備の供給停止をいう。 |
| ⑤ 応急措置 | 安全確認後の供給及び仮供給を行う為の点検をいう。 |
| ⑥ 重要特定施設 | 病院・公共施設及び避難場所等をいう。 |
| ⑦ 特定施設 | LPガス消費設備の有る集会所等をいう。 |
| ⑧ 防災機関 | 県・市町村・警察・消防等をいう。 |

(組 織)

第3条 社長は規則により地震災害対策本部が設置されたときは、副本部長として保安センターによる地震対策活動を総括し本部長に協力をする。

2. 規則による地震災害対策本部の保安センター担当副本部長は社長・副社長があたり、副社長に支障があるときは、他の専務・取締役がその職務を代行する。
3. 営業所長は現地対策副本部長として現地対策本部長（支部長）及び支部役員と協議し業務を遂行する。

ただし、営業所長に支障のあるときは、係長又は社員等がその職務を代行する。

(職 務)

第4条 保安センター担当副本部長は保安センターの連絡調整業務を総括する。

2. 現地対策副本部長の職務は次のとおりとする。

- ① 二次災害防止のための緊急措置と応急措置の現場指導
- ② 応急供給の指揮
- ③ 被害状況及び復旧状況の調査
- ④ 緊急資機材の受入及び応援隊の受入調整
- ⑤ 二次災害防止のための広報活動

3. 社員は緊急措置・応急点検調査及び情報収集等を行う。

(協 力)

第5条 社員は災害対策本部の設置時から、対策本部の要請の如何にかかわらず、災害対策本部の指揮下に入り積極的に協力するものとする。

(災害への対応等)

第6条 被害状況の情報収集及び緊急措置・応急点検調査にあたっては、二次災害の防止に留意し的確な対応につとめる。

(災害への事前対応等)

第7条 緊急措置・応急措置を円滑に実施するために次項の書類を整備して各営業所に保管して置く。

- ① 緊急連絡網(役員・社員等・官公庁・防災機関等)
- ② 災害対策対応組織図
- ③ LPガス顧客台帳
- ④ 災害発生時の対応表

(費用の精算)

第8条 保安センター社員の人件費等の費用の負担は災害対策本部に請求できるものとする。

(傷害保険の適用)

第9条 災害対策本部長の指示による災害対策業務に出動し、作業中及び二次災害等により負傷した場合は保安センター規約等を適用する。

(準用)

第10条 この規程は、風水害等による広範囲の被害があつて必要と認められる時に準用する。

附 則

この規程は、平成18年 4月13日から施行する。

この規程は、平成25年 3月31日から施行する。

この規程は、平成25年11月20日から施行する。

地 震 対 策 特 別 委 員 会

平成8年6月20日

1. 協会マニュアル作成小委員会

委 員 長	野 口 幸 廣	三洋設備産業(株)
委 員	横 島 章	神奈川県環境部工業保安課
委 員	前 山 啓 一	北日本物産(株)
委 員	片 野 茂	(株)ミツウロコ
委 員	近 藤 隆 也	(有)近藤商会
オ ブ ザ ー バ ー	島 岡 栄 基	(株)旭プロパン商会

保 安 部 会 長	吉 田 茂	神奈川液化ガス(株)
販 売 事 業 者 部 会 長	古 川 武 法	(株)古川
指 定 製 造 事 業 者 部 会 長	滝 川 健	品川燃料(株)

2. 支部マニュアル作成小委員会

委 員 長	荒 牧 薫	東横化学(株)
委 員	熊 野 和 夫	神奈川県環境部工業保安課
委 員	吉 田 孝	(株)丸江
委 員	脇 時 弘	脇商店
委 員	土 屋 義 秋	(有)土屋商店
委 員	伊 東 清	住商液化ガス(株)
委 員	後 藤 哲 太 郎	セントラル石油瓦斯(株)
オ ブ ザ ー バ ー	折 金 典 男	三ツ輪産業(株)

3. 販売事業者マニュアル作成小委員会

委 員 長	重 田 照 夫	大和(株)
委 員	大 谷 健 二	神奈川県環境部工業保安課
委 員	金 指 清 隆	(有)金庫屋
委 員	村 山 幸 壽	(株)むらやま
委 員	熊 坂 政 男	(有)熊坂商店
委 員	岩 田 清 宏	(株)ミツウロコ
委 員	奈 良 利 男	(株)ダイナ瓦斯

総 務 部 会 長	牧 野 修 三	(株)カナジュウ・コーポレーション
-----------	---------	-------------------

保安委員会地震対策部会

平成25年11月20日現在

担当副会長	高橋 宏昌	テーエス瓦斯(株)
委員長	山口 浩文	(有)ヤマネン
委員	南川 貞治	中央液化ガス(株)秦野営業所
委員	中井 啓統	東光産業(株)
委員	金子 洋一	(有)金子商店
委員	斉藤 修	(有)カトー
委員	坂本富士雄	(株)クラスタ
委員	田口 純	(有)按針
委員	齋藤 正行	進和商事(株)
委員	谷平 賢治	(有)谷平
委員	戸田 光雄	(株)神奈川県エルピーガス保安センター
オブザーバー	田中 晃	神奈川県安全防災局危機管理部工業保安課

保安委員会地震対策部会

平成31年 2月12日現在

担当副会長	松山 利治	(株)トーエル
委員	岸 隆広	(有)伊藤商店
委員	小澤 俊雄	(株)トーエル
委員	亀ヶ谷真吾	(有)大栄ガス
委員	宮寄 雅則	(有)宮寄商店
委員	吉田 茂樹	神奈川液化ガス(株)
委員	黄金井 豊	(株)黄金井
委員	小嶺 春宣	(株)神奈川県エルピーガス保安センター

地震災害対策規程集

平成 8年 6月20日 初 版

平成17年 1月20日 第2刷

平成25年11月20日 第3刷

令和 2年11月24日 改 定

編集発行 公益社団法人 神奈川県LPガス協会

〒231-0003 横浜市中区北仲通3-33

共済ビル別館 6階

電話 (045) 201-1400

